いちき串木野市
男女共同参画基本計画

令和５年度～令和10年度

令和７年８月（改訂）

いちき串木野市

は　じ　め　に

人口減少・少子高齢化の進展、家族形態や就労環境の変化、ライフスタイルや価値観の多様化など、私たちを取り巻く環境は日々変化しています。これらの変化に的確に対応し、将来にわたって誰もが安心で安全な暮らしができる社会を築くためには、すべての人がその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。

本市では、「第３次いちき串木野市男女共同参画基本計画（平成 30 年３月策定）」に基づき総合的かつ計画的に施策を推進してまいりました。

その結果、令和４年度に実施した市民意識調査では、固定的性別役割分担意識は徐々に解消が見られる一方で、社会通念、慣習・しきたりの中での男女の地位の不平等感は依然として根強く残っています。

加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大によって顕在化した配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化の懸念や女性の雇用、所得への影響等は、男女共同参画の重要性を改めて認識させることとなりました。

計画期間最終の５年目を迎えるにあたり、これまでの施策の評価と社会情勢の変化を踏まえ「第４次いちき串木野市男女共同参画基本計画」を策定しました。

本計画に基づきお互いを尊重しあう意識、安心して男女が活躍できる環境を創っていくため市民や事業者の皆様と連携・協働しながら男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進に取り組んでまいりますので皆さまのより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

この計画の策定にあたって貴重なご意見をいただきましたいちき串木野市男女共同参画推進懇話会の皆様をはじめ、市民意識調査にご協力いただきました方々に厚くお礼申しあげます。

令和５年３月

いちき串木野市長　中 屋　謙 治

目　次

第１章 計画の基本的な考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
　１　計画策定の趣旨　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
　２　計画の性格　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
　３　基本理念　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
　４　基本目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
　５　重点的に取り組むこと　・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
　６　計画の期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
　７　計画の体系　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4,5

第２章 計画策定の背景　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
　１　社会経済情勢の変化等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
　２　国・県・市の主な動き　・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

第３章 計画の内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
　重点的に取り組むこと
　１　男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、教育・学習の推進
　２　男女の多様な働き方を支援する就業環境の整備の充実
　３　政策・方針決定過程への女性の参画拡大
　４　地域・防災における男女共同参画の推進
　５　生涯を通じた男女の健康の保持・増進
　６　男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶
　７　貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

第４章 計画の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
　１　推進体制の整備
　２　施策の効果的な推進

第４次いちき串木野市男女共同参画基本計画　数値目標　・・・・38

参考資料

第１章　計画の基本的な考え方

１　計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、男女の人権が尊重され、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会です。

本計画は、男女共同参画社会の形成を目指し、取り組むべき事業を具体的に示すとともに、本市における男女共同参画政策がより一層全庁的な取組として展開されるよう推進体制を確立し、男女共同参画政策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

２　計画の性格

（１）この計画は、国の「男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）」（以下「基本法」という。）第 14 条第３項の規定に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」とする法定計画であり国の第５次男女共同参画基本計画（令和２年閣議決定）を勘案し、「いちき串木野市男女共同参画推進条例（令和７年条例第５号）」（以下「条例」という。）第 10 条の規定に基づき策定しています。

（２）この計画は、いちき串木野市第２次総合計画、及びそれに基づく部門別計画との整合性を図り策定しました。

（３）この計画は、本市の特性を考慮し、市民の意見を反映するため、令和４年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果や、市民で構成されたいちき串木野市男女共同参画推進懇話会からの意見などを踏まえて策定しました。

（４）計画の一部を、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）」第６条の第２項に基づく「推進計画」として位置づけます。

（５）この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 13 年法律 31 号、以下「配偶者暴力防止法」という）」第２条の３第３項に基づく「基本計画」を含みます。

（６）市・市民・事業者等・教育関係者との協働による推進体制の充実を図る計画とします。

３　基本理念

この計画は、「男女共同参画基本法」第３条から第７条に規定する基本理念を勘案し、条例第３条に規定する基本理念に基づき策定します。

■男女の人権の尊重（第３条第１号）

全ての人が性別等にかかわらず、個人としての尊厳が重んぜられること、性別等による差別的な扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の人権が尊重されること。

■性の多様性の尊重（第３条第２号）

多様な性的指向及び性自認の在り方が尊重され、全ての人が自分らしい生き方を選択できること。

■社会における制度又は慣行についての配慮（第３条第３号）

社会の制度又は慣行が、性別等による固定的な役割分担等を反映して、社会のあらゆる分野の活動の選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

■政策等の立案及び決定への共同参画（第３条第４号）

全ての人が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野で方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

■家庭生活における活動と他の活動の両立（第３条第５号）

家族を構成する者が、相互に協力し、かつ、社会の支援を受け、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び職場、学校、地域その他の社会における活動を両立できるよう配慮されること。

■性と生殖に関する健康と権利についての配慮（第３条第６号）

全ての人がそれぞれの性に関する身体的な特徴について理解を深め、妊娠、出産、その他の性と生殖に関する事項について、自らの意思が尊重された上で、生涯にわたり健康な生活を営むことができるように配慮されること。

■国際的協調（第３条第７条）

男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることから、国際的協調の下に行われること。

計画の中で使用している「男女共同参画の視点」とは、これらの理念を踏まえた立場や観点のことをいいます。

4　基本目標

この計画では、基本理念や計画の視点を踏まえ、次の３つを基本目標として取り組みます。

1. 男女共同参画理念のさらなる浸透
2. あらゆる分野における男女共同参画の推進
3. 誰もが安心で安全な暮らしができる社会づくり

5　重点的に取り組むこと

（１）男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、教育・学習の推進
（２）男女の多様な働き方を支援する就業環境の整備の充実
（３）政策・方針決定過程への女性の参画拡大
（４）地域・防災における男女共同参画の推進
（５）生涯を通じた男女の健康の保持・増進
（６）男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶
（７）貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

6　計画の期間

この計画の期間は、令和５年度から令和 10 年度までの６年間とします。
社会経済情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて見直しを行います。

男女共同参画基本計画	令和3年度（2021）	令和4年度（2022）	令和5年度（2023）	令和6年度（2024）	令和7年度（2025）	令和8年度（2026）	令和9年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）	令和12年度（2030）
国	第5次計画					次期計画				
県	第3次計画		次期計画					次期計画		
市	第3次計画		第4次計画						次期計画	

7　計画の体系

<table>
<tr><th>基本理念</th><th>基本目標</th><th>重点的に取り組むこと</th></tr>
<tr><td rowspan="7">○男女の人権の尊重
○政策等の立案及び決定への共同参画
○国際的協調
○社会における制度又は慣行についての配慮
○家庭生活における活動と他の活動の両立</td><td rowspan="7">○男女共同参画理念の更なる浸透
○あらゆる分野における男女共同参画の促進
○誰もが安心で安全な暮らしができる社会づくり

関連するSDGs

</td><td>1　男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、教育・学習の推進</td></tr>
<tr><td>2　男女の多様な働き方を支援する就業環境の整備の充実（女性活躍推進計画　Ⅰ）</td></tr>
<tr><td>3　政策・方針決定過程への女性の参画拡大（女性活躍推進計画　Ⅱ）</td></tr>
<tr><td>4　地域・防災における男女共同参画の推進</td></tr>
<tr><td>5　生涯を通じた男女の健康の保持・増進</td></tr>
<tr><td>6　男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶</td></tr>
<tr><td>7　貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備</td></tr>
</table>

施策の方向	関連するＳＤＧｓ
（１）　固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発	
（２）　男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	
（３）　雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	
（４）　ワーク・ライフ・バランスの実現	
（５）　男性の子育てへの参画の促進、介護休業・休暇の取得促進	
（６）　政策・方針決定過程への女性の参画拡大	
（７）　男女共同参画による地域の活性化とまちづくりの推進	
（８）　男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	
（９）　生涯にわたる男女の健康の包括的な支援	
（10）　妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進	
（11）　配偶者等からの暴力やの防止及び被害者の保護・支援	
（12）　高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備	
（13）　ひとり親家庭の自立支援の充実	
（14）　困難な状況におかれる若者の自立に向けた支援	
（15）　性の多様性を尊重する環境の整備	

第２章　計画策定の背景

1　社会経済情勢の変化等

（1）人口減少・少子高齢化の進行と労働力人口の減少

昭和 35 年に 42,376 人であった本市の人口は、令和 2 年では、27,490 人となっています。

将来の人口の推移については、市人口ビジョン（令和 3 年 3 月）では、今後も人口減少は続くものとみられ、令和 12 年には総人口は 23,306 人まで減少し、更に令和 22 年には 19,206 人と 20,000 人台を切ると推計されています。

年齢区分別の人口を見ると、14 歳以下人口や 15 歳～64 歳の生産年齢人口は減少する一方、65 歳以上の人口は増加していきます。

その結果、本市の高齢化率（総人口に占める 65 歳以上人口の割合）は、昭和 35 年の 7.6%が令和 2 年には 36.7%に上昇し、今後の推計では、令和 42 年には 45.6%まで上昇すると推計されています。

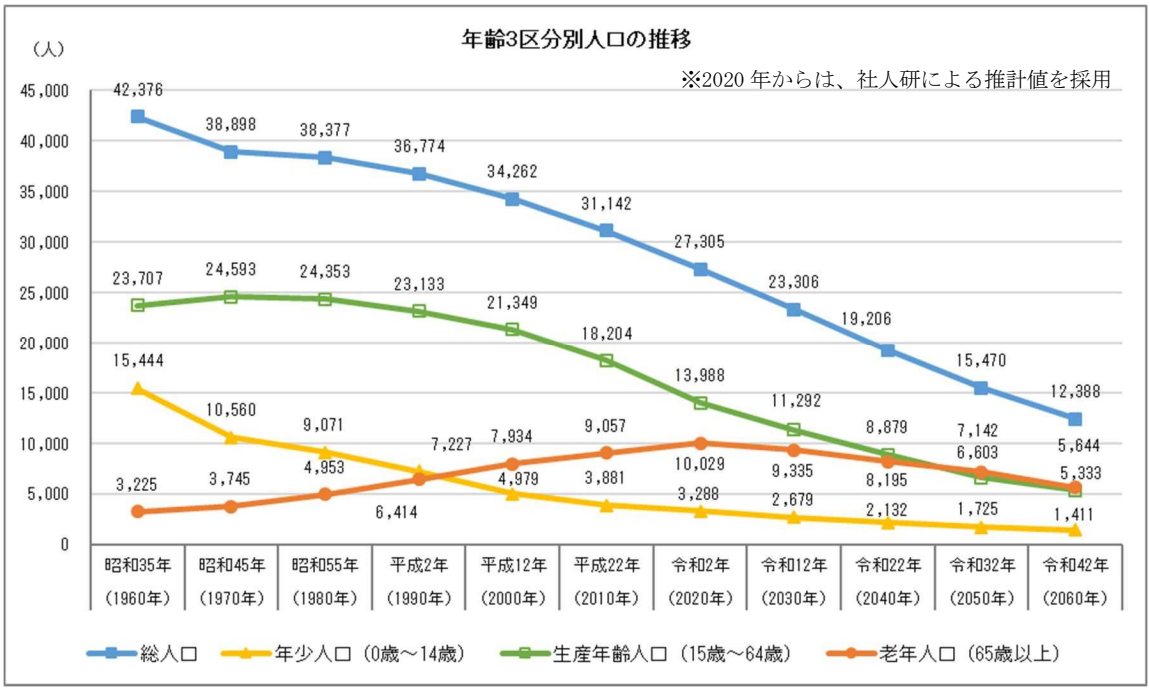

資料：「国勢調査」（総務省）、「地域別将来推計人口」（国立社会保障・人口問題研究所）

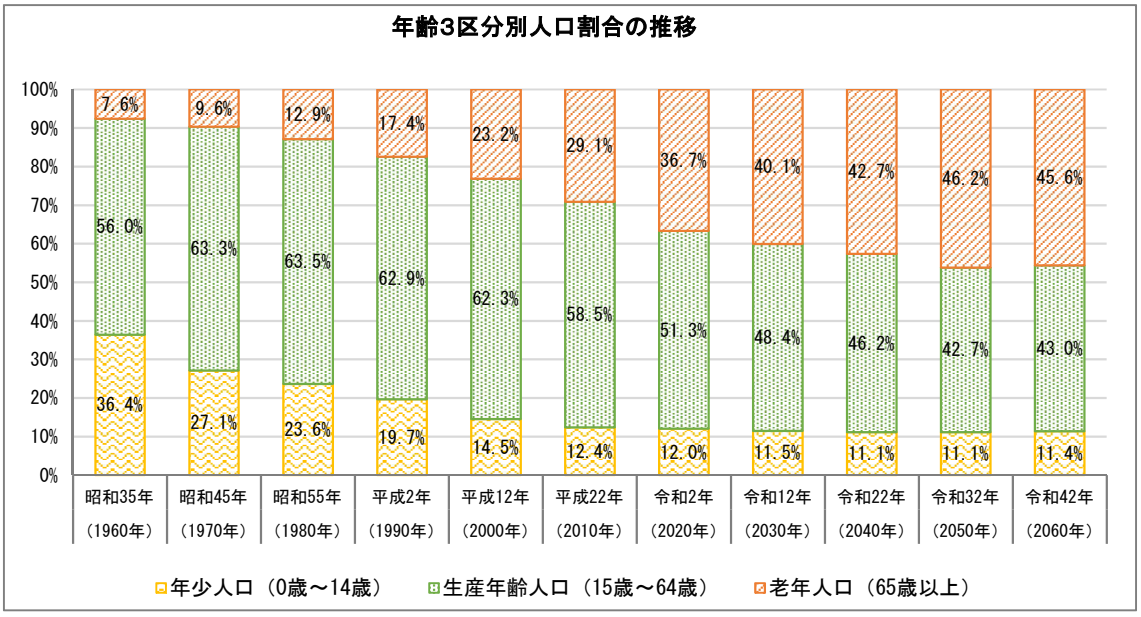

資料：「国勢調査」（総務省）、「地域別将来推計人口」（国立社会保障・人口問題研究所）

（２）家族形態等の多様化

本市の世帯状況は、核家族が 6 割以上となっていますが、世帯割合の推移をみると、核家族世帯及び 3 世代世帯は減少傾向、単独世帯は増加傾向となっています。この背景としては、単身高齢者の増加や若者の一人暮らしが考えられます。

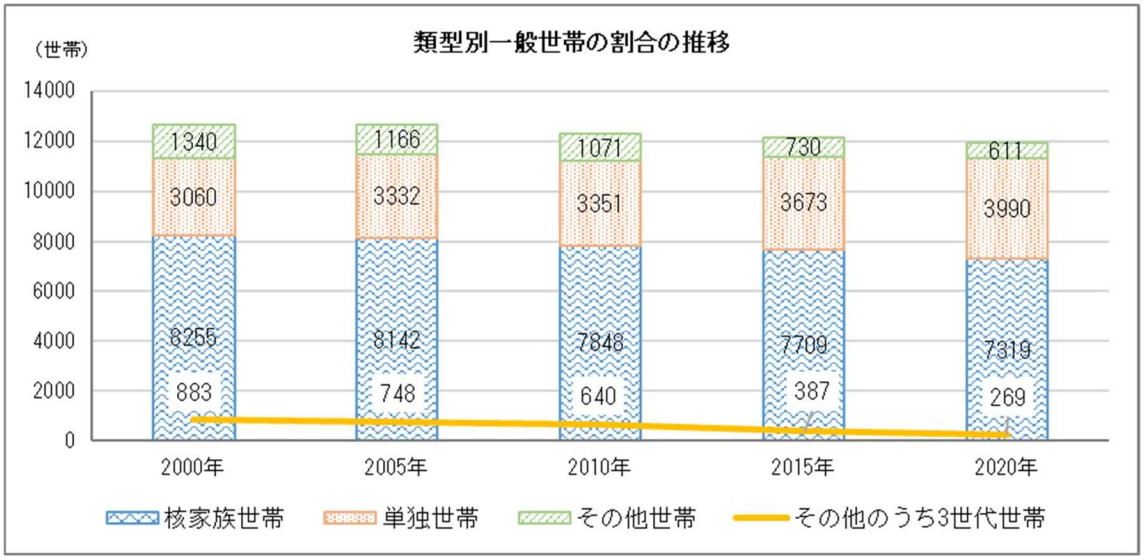

資料：「国勢調査」（総務省）

（３）新型コロナウイルス感染症拡大と「新たな日常」への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大は、女性と男性に対して異なった社会的・経済的影響をもたらしています。度重なる外出自粛や休業等による生活不安・ストレスからくる配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化が懸念されています。また、非正規雇用労働者、宿泊、飲食サービス業等への影響が大きいことから、女性の雇用、所得に特に影響が強く現れており、経済的困難に陥るひとり親家庭の増加も危惧されています。さらに、子育てや介護等の負担増加も懸念されています。

この背景には、固定的な性別役割分担意識や男性中心社会といった我が国の構造的な問題があり、新型コロナウイルス感染症の拡大は、これらの問題を顕在化させることになりました。これを契機に、男女共同参画社会の実現を喫緊の課題と捉え、強力に推し進める必要があります。

一方で、仕事ではオンライン活用が急拡大したことで、男女ともに新しい働き方の可能性が広がり、働く場所や時間が柔軟化していくことが考えられます。テレワークは、職種や業種等によっては困難な場合もありますが、時間を有効に活用でき、場所の制約を受けない柔軟な働き方を可能にする勤務形態であり、地方移住への関心も高まっている中で、地方の経済活性化のチャンスともなり得ます。また在宅での働き方の普及は、男性の家事・育児等への参画を促す好機でもあります。

（４）ＳＤＧｓの達成に向けた世界的な潮流

2015（平成 27）年に国連で持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）が採択され、「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成することを目指す」とうたわれており、すべての目標においてジェンダー*の視点を主流化していくことは不可欠であるとされています。

●ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）とは

2015 年９月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

17 のゴール･169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

ＳＤＧｓは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

＊ ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれついての生物学的性別（セックス/sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー/gender）」という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

２　国・県・市の主な動き

（１）国の主な動き

1977（昭和 52）年に初の「国内行動計画」を策定、1985（昭和 60）年の女子差別撤廃条約*批准に当たり、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下「男女雇用機会均等法*」という。）等の国内法の整備などが行われました。

1999（平成 11）年に「男女共同参画社会基本法*」を制定し、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国が取り組むべき重要課題と位置付けました。この法律に基づき、2000（平成 12）年に「男女共同参画基本計画」を策定、現在は第５次男女共同参画基本計画に基づく取組が進められています。

女性に対する暴力の根絶に向けては、2000（平成 12）年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、翌年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「ＤＶ防止法*」という。）を制定しました。ここ数年では、被害者や支援団体が声を上げ、性犯罪・性暴力の根絶を求める社会的機運が高まってきており、対策の強化が進められています。

2015（平成 27）年には、女性が働きやすい社会の実現に向け「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法*」という。）が成立しました。

2018（平成 30）年には、選挙において男女の候補者数ができる限り均等となることを目指す「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律*」が施行され、ワーク・ライフ・バランスを目指したさまざまな法改正も行われました。

しかしながら、2022（令和４）年に公表された我が国のジェンダー・ギャップ指数*は 156 か国中 116 位と、諸外国に比べ非常に遅れています。

また、近年の社会情勢を踏まえ、全ての人が生きがいを感じ、その尊厳が損なわれることなく、多様性が尊重される包摂的な共生社会を目指すため、2023（令和５）年に性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律*が施行されました。

（２）県の主な動き

国際婦人年に始まる世界的な動きと国内行動計画を背景に、1979（昭和 54）年に「青少年婦人課」や「鹿児島県婦人問題懇話会」を設置し、1981（昭和 56）年には総合的・基本的な指針として「鹿児島県婦人対策基本計画」が、1999（平成 11）年には 21 世紀を展望した行動計画「かごしまハーモニープラン」が策定され、2001（平成 13）年に鹿児島県男女共同参画推進条例が制定されました。

2003（平成 15）年には、活動拠点として「男女共同参画センター」が開設、2006（平成 18）年には、ＤＶ防止法に基づく「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」が策定されました。

2008（平成 28）年には、経済団体等と行政が連携して女性活躍の取組を加速化するために「鹿児島県女性活躍推進会議」が発足し、2017（平成 29）年には「鹿児島県女性活躍推進計画」が策定されました。

（３）市の主な動き

2006（平成 18）年５月、男女共同参画社会の形成実現に向けた施策を総合的に推進するため、諸問題について研究協議し、必要に応じて市長に提言を行う「いちき串木野市男女共同参画推進懇話会」を設置しました。また、同年８月、庁内横断的な取り組みの推進を目指し、市長を会長とし、副市長、教育長及び関係課長を委員とする「いちき串木野市男女共同参画推進会議」を設置しました。

2008（平成 20）年３月に「いちき串木野市男女共同参画基本計画」を策定し、社会経済情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて見直しを行いながら、男女共同参画社会の推進に取り組んできました。

2022（令和４）年７月から８月にかけて、本市における男女共同参画に関する意識や考え方の現状を把握するために「いちき串木野市男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。この調査結果は、今回の計画策定の基礎資料となっています。

また、2025（令和７）年４月には、男女共同参画社会の実現のための基本理念及び必要な取組を定め、総合的かつ計画的に推進するため「いちき串木野市男女共同参画推進条例」を制定するとともに、「いちき串木野市パートナーシップ制度」を創設しました。同年８月には「いちき串木野市男女共同参画審議会」を設置しました。

＊　女子差別撤廃条約

1979（昭和 54）年に国連総会で我が国を含む 130 か国の賛成によって採択され、1981（昭和 56）年に発効。我が国は 1985（昭和 60）年に批准。女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定する。なお、同条約第１条において、「この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいなかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」と規定されている。

＊　男女雇用機会均等法

雇用における男女の均等な機会と待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図るための措置を推進するために制定された法律（昭和 61 年 4 月 1 日施行）。労働者の募集、採用、配置・昇進、福利厚生、定年・退職等における男女間の差別の禁止等について規定している。

＊　男女共同参画社会基本法

将来に向かって男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的に推進するために制定された法律（平成 11 年 6 月 23 日施行）。男女共同参画社会の形成についての基本理念、国・地方公共団体及び国民の責務、基本的施策について規定している。

＊　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（ＤＶ防止法）

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律（平成 13 年 10 月 13 日（一部 14 年 4 月 1 日）施行、16 年・19 年・25 年・令和元年改正）。都道府県における計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの設置、保護命令制度が規定されている。被害者が男性の場合や、同居の恋人からの暴力もこの法律の対象となる。

＊　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

働く場面で活躍したいという希望を持つ全ての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために制定された法律（平成 27 年 9 月 4 日（一部 28 年 4 月 1 日）施行）。女性の活躍推進に向けた目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、民間企業※）に義務づけられた。※常時雇用する労働者が 300 人以下の民間企業等にあっては努力義務。

＊　政治分野における男女共同参画の推進に関する法律
　衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどを定めている。（平成 30 年 5 月 23 日施行）

＊　ジェンダー・ギャップ指数
　政治・経済・教育・保健の４つの分野のデータから各国の男女平等格差を示す指標であり、０が完全不平等、１が完全平等を示している。世界経済フォーラムが 2006（平成 18）年から毎年公表している。世界経済フォーラムは、経済、政治、学究、その他の社会におけるリーダーたちが連携することにより、世界、地域、産業の課題を形成し、世界情勢の改善に取り組むことを目的とした国際機関。

＊ 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律
　通称：LGBT 理解増進法
　全ての国民が、その性的指向またはジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享受するかけがえのない個人として尊重され、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を目指すため理念法として制定された。令和５年６月 23 日（令和５年法律第 68 号公布・施行））

第３章　計画の内容

重点　１　男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、教育・学習の推進

現状と課題

男女共同参画社会の形成を阻害する大きな要因として、長年にわたり人々の中に形成された固定的性別役割分担意識(※1)や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）(※2)があります。

令和 4 年に実施した男女共同参画に関する市民意識調査において、固定的性別役割分担意識に係る設問の『「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について』は、72.8%の市民が『反対』（反対＋どちらかといえば反対）と回答しているものの（図 1 参照）、『日常生活の分担』の状況をみると、「家事（掃除、洗濯、炊事など）」や「PTA や子ども会」、「育児（乳幼児の世話、子どもの教育など）」の分担では、妻が主に行っており、夫はそれぞれ３%にも満たない状況でした（図 2 参照）。

また、『各分野における男女の地位の平等感』において、「社会通念、慣習・しきたりなど」で 52.2%、「集落、公民館などの地域社会」で 37.5%、「法律や制度の上」で 32.9%の人が、男女の地位に不平等感を感じています（図 3 参照）。

このようなことから、様々な世代で固定的性別役割分担意識の植え付けや押し付けを防ぎ、解消していくために、幼少の頃から長年にわたり形成されてきた偏見や固定観念に自ら気づき、その考えや行動を変えていけるよう、男女共同参画社会に関する積極的な広報・啓発活動と生涯にわたる学習機会の提供を推進していく必要があります。

また、性別に基づく固定観念を生じさせないために、子どもの頃から生涯にわたって、あらゆる機会、あらゆる場において男女共同参画を推進する教育・学習が必要です。

次世代を担う子どもたちが成長する過程で、男女共同参画の意識が自然と身に付けられるよう、家庭においては、家事・育児・介護など、性別にかかわりなく家庭で役割を共有し、お互いが助け合う家庭生活を推進するとともに、学校教育においては、人権教育の充実と教職員の男女共同参画意識の向上を図る必要があります。

※１　固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいう。「男性は仕事、女性は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例である。

※２　無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）

自分自身は気づいていない「ものの見方や捉え方のゆがみや偏り」を指し、育つ環境、過去の経験や習慣、価値観、日々接する情報などから無意識のうちに生じるものである。これは誰にでもあるもので、「決めつけ」や「押しつけ」は周囲に悪影響を与えるおそれがある。(例)男性は理系、女性は文系が得意/女性は家事に向いている　等

図１　「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について

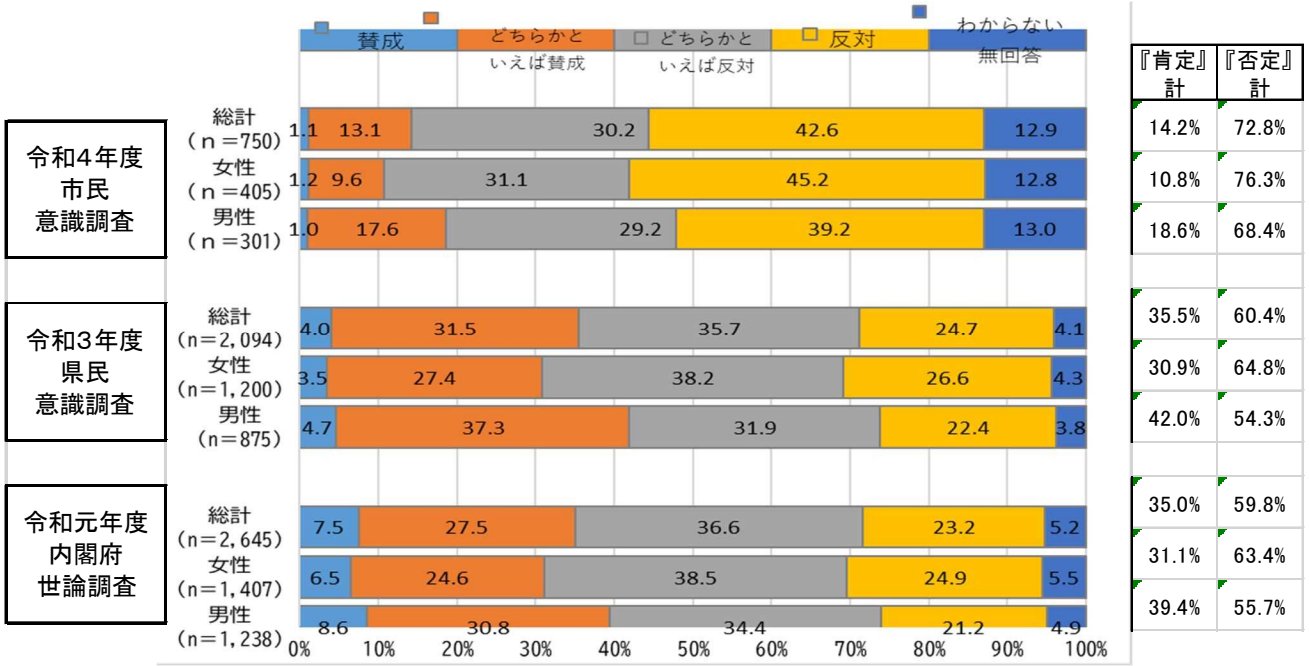

資料：市「令和４年度男女共同参画に関する市民意識調査」、県「令和３年度男女共同参画に関する県民意識調査」、内閣府「令和元年度男女共同参画社会に関する世論調査」

図２　日常生活の分担

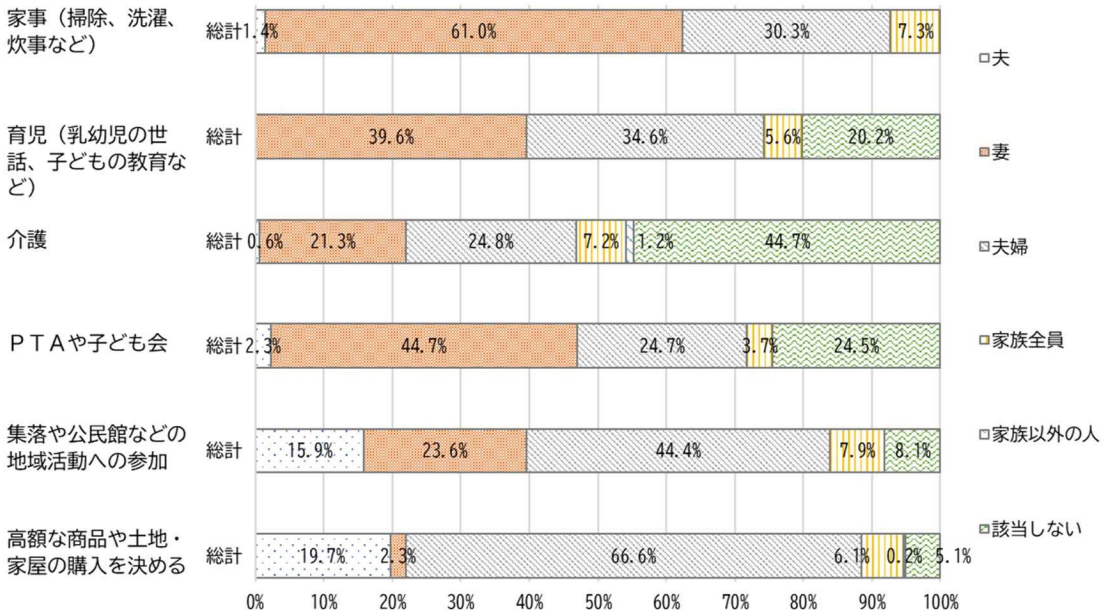

資料：市「令和４年度男女共同参画に関する市民意識調査」

図３　各分野の男女の地位の平等感

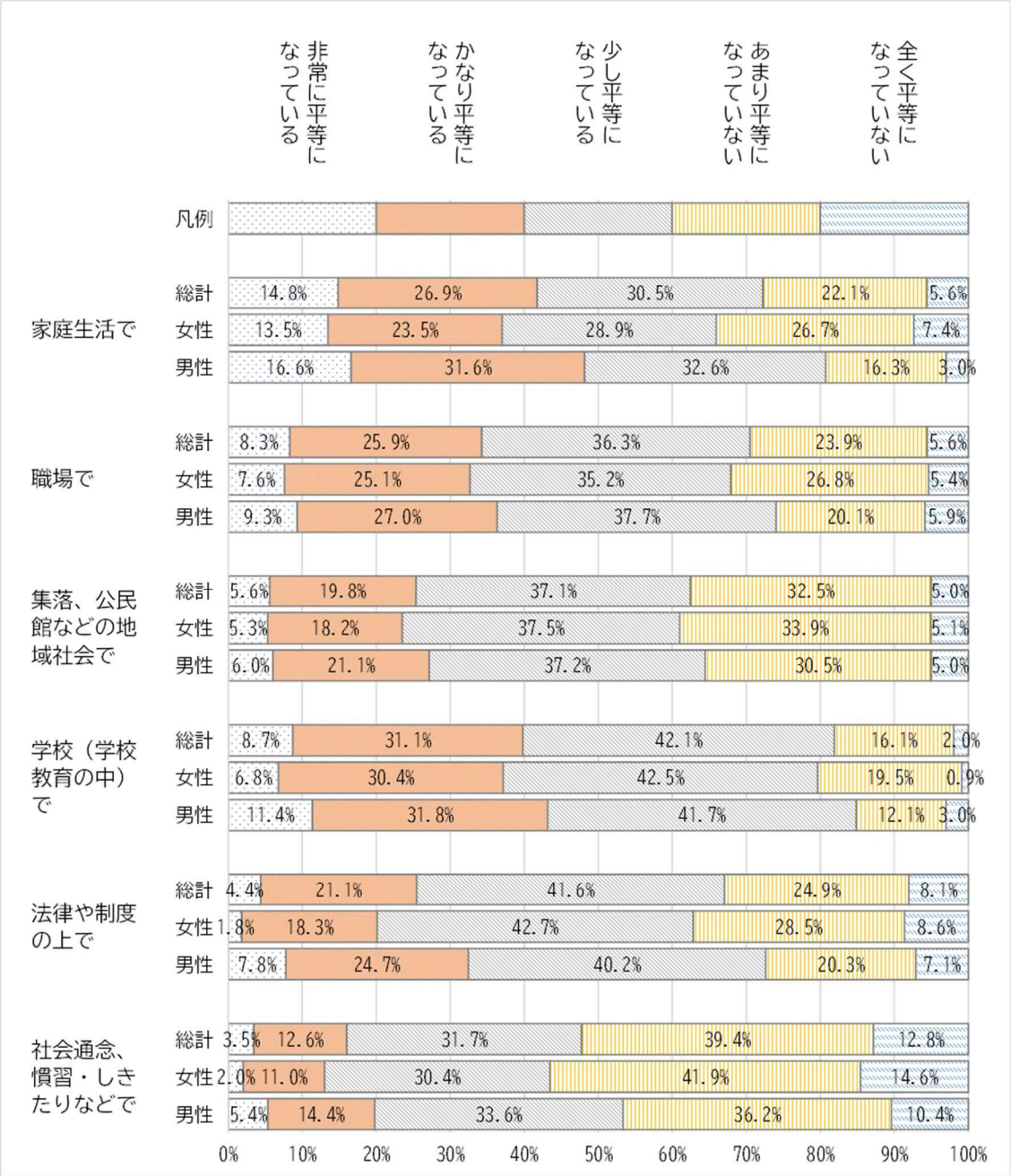

資料：市「令和４年度男女共同参画に関する市民意識調査」

施策の方向（１）固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発

具体的施策	内容	所管課等
① **男女共同参画に関する講座等の実施**	男女共同参画についての正しい理解が市民に広がるよう講座等の実施、県・他市町・関係機関等が実施する学習機会への参加促進を図ります。	企画政策課
② **男女共同参画に関する情報の収集と提供**	男女共同参画について、正しい理解が市民に広がるよう情報収集・情報提供を行います。	企画政策課
③ **固定的性別役割分担意識・無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消**	家庭における固定的な性別役割分担意識の解消を目指し、男女が共に家事・育児・介護など家族的責任を担う事を進めるため、広報・啓発を図ります。 また、家庭教育学級、生涯学習講座等、実践的講座を行い、男女共同参画意識を醸成する学習の機会に努めます。	企画政策課 学校教育課 社会教育課
④ **男女共同参画に関する市職員等への理解の促進**	市職員、市や学校、地域で相談業務に携わる担当者等、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼす場・機会を担う人に対し、男女共同参画の視点に立った学習機会の提供や情報提供等を行います。	企画政策課 総務課 学校教育課 福祉課 子どもみらい課

施策の方向（２）男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

具体的施策	内容	所管課等
① **男女共同参画の視点に立った子どもの頃からの人権・男女平等教育の推進**	学校教育や社会教育を通し、一人ひとりが人権尊重と男女平等の理念を理解し、自ら人権の主体として自尊感情を持って、その理念が実践できるよう教育・学習の一層の充実を図ります。 また、子どもの教育や発育に関わる大人の価値観や言動は子どもに大きな影響を及ぼすため、教職員・幼稚園教諭・保育士などに対して、男女共同参画に関する研修を行い、理解を深めます。	企画政策課 学校教育課 教育総務課 子どもみらい課
② **多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実**	性別にかかわらず、個性や希望に応じた進路指導に努め、職場体験などを通し、自らの適性を発見することや社会人・職業人として自立していくこと、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）(※3)の重要性について理解の促進を図ります。	学校教育課 教育総務課

市民に期待する取組

- 家事・育児・介護など、性別にかかわりなく家庭で役割を共有し、お互いが助け合う家庭生活をおくりましょう。
- 子どもの性別にかかわらず、個性を尊重して育てていきましょう。
- 「男だから、女だから」という考えにとらわれず、多様な生き方を選択できる社会を共に築きましょう。
- 家庭や社会の中で差別するような発言・行動がないか、日頃から考えてみましょう。

※３　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

１ 人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

重点２　男女の多様な働き方を支援する就業環境の整備の充実

いちき串木野市女性の職業生活における活躍の推進計画　Ⅰ

現状と課題

就業は生活の経済的基盤であるとともに、自己実現につながるものです。そのため、働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮できる就業環境の整備は、個人の幸福の実現に不可欠であり、また、ダイバーシティの推進による社会・経済活動の活性化という観点からも極めて重要です。

女性活躍推進法や働き方改革関連法に基づく企業の取組、保育の受け皿整備、両立支援等これまでの官民の積極的な取組により、全ての年齢において労働力率は増加していますが、女性の年齢階級別労働力率を表す曲線は、30歳から34歳の78.2%（令和２年）を底とする「Ｍ字カーブ」(※1)を描き、依然として出産・子育て期に就業を中断する女性が存在することを表しています。また、子育て期以降の女性の雇用形態をみると、パートタイム労働等の非正規雇用で働いている人の割合が高くなっており、賃金や管理職への登用などの処遇に男女間の格差も存在しています。

多様で柔軟な働き方等を通じたワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現し、働きたい人全てが、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく働き続けるためには、家事、子育て、介護等を男女が共に取り組むことが必要です。しかしながら、男性片働き世帯が多い時代に形成された、長時間労働や転勤等を当然視するいわゆる「男性中心型労働慣行」や固定的な性別役割分担意識を背景に、家事、育児、介護等の多くを女性が担っている実態があり、男性の家庭生活への参画はあまり進んでいません。

このような状況において、男性の家庭生活への参画や女性の就業継続及び政策・方針決定過程への参画を進めるためには、男女の働き方改革を含めたワーク・ライフ・バランスに向けた社会的機運の醸成、男性の子育て・介護・家事への参画の促進等を進めていくとともに、安心して子育てができるよう、多様な需要に応じた保育サービスの整備、子育ての不安の解消を図るための相談・支援体制の充実を図ることが必要です。

また、性別を理由とする差別的扱い、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益な取扱いやハラスメント等の根絶も重要な課題となっており、引き続き啓発を図ることが必要です。

☆労働力率　：15 歳以上人口に占める労働力人口の割合
☆労働力人口：15 歳以上人口のうち、就業者と完全失業者を合わせたもの

※１　Ｍ字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30 歳代を谷とし、20 歳代後半と 40 歳代後半が山になるアルファベットのＭのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。（国第 4 次男女共同参画計画）

５歳階級別労働力率（全国・本市）

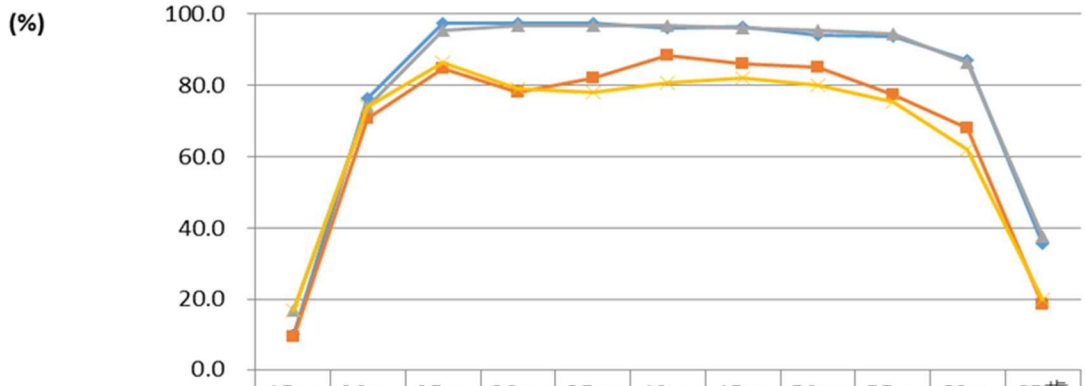

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
男性（市）	10.0	76.5	97.4	97.3	97.5	96.1	96.6	94.3	93.9	87.1	35.6
女性（市）	9.1	70.6	84.9	78.2	82.2	88.3	85.9	85.3	77.5	68.2	18.6
男性（全国）	16.8	74.0	95.4	96.8	96.9	96.8	96.3	95.6	94.3	86.5	37.5
女性（全国）	16.8	74.2	86.6	79.1	78.1	80.8	82.0	80.2	75.3	62.2	19.9

資料：「令和２年国勢調査」（総務省）

鹿児島県における男女別平均所定内給与額と男女間給与比率の推移

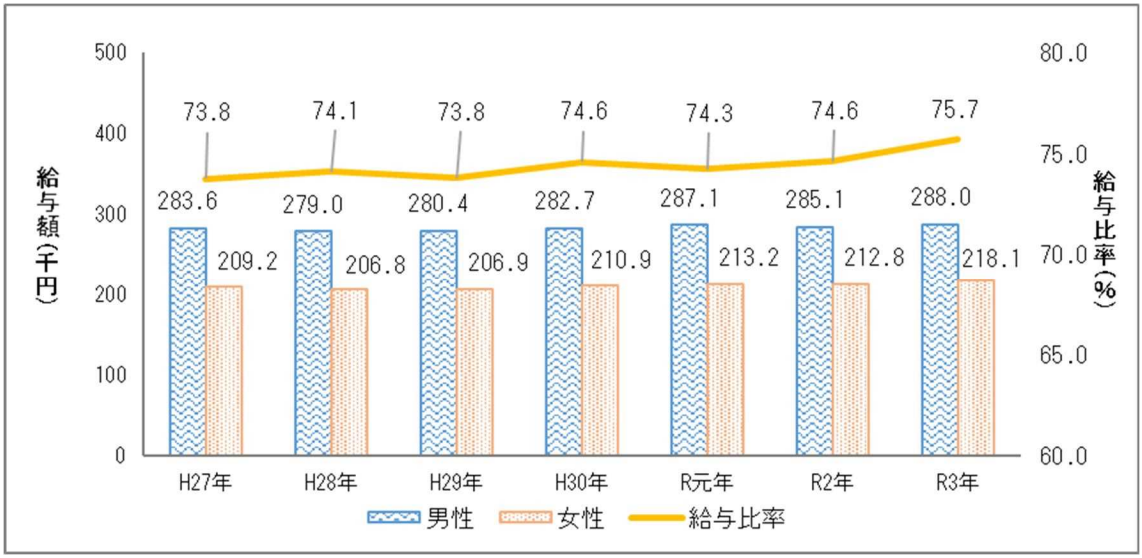

資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

施策の方向（３）雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

具体的施策	内容	所管課等
① **男女の均等な雇用の機会と待遇の確保及び非正規雇用労働者の雇用環境の整備促進のための関係法令等の普及・啓発**	募集・採用、配置・昇進の雇用のステージにおける、性別を理由とした差別の禁止や、妊娠・出産等を理由とする不利益な取扱いの禁止などを規定する、男女雇用機会均等法等関係法令の周知を図ります。 また、パートタイム労働者など非正規雇用者の雇用条件や雇用環境の整備を促進するため、不合理な待遇差を解消するなど、非正規雇用労働者の待遇改善に取り組むとともに、正規労働者への転換の推進等を規定するパートタイム労働法をはじめ関係法令の周知を図ります。	水産商工課
② **職場・教育の場などにおけるセクシュアル・ハラスメントなどの防止啓発**	職場におけるセクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント及びパワーハラスメントは職場環境を害するに最たるものであることから、ハラスメントが起こらないよう男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等についてあらゆる機会を捉えて周知に努め、相談体制の充実を図ります。	企画政策課 総務課 学校教育課 水産商工課

施策の方向（４）ワーク・ライフ・バランスの実現

具体的施策	内容	所管課等
① **ワーク・ライフ・バランスに関する理解の浸透を図る啓発の推進**	ライフステージや個別の事情等に対応した多様で柔軟な働き方の実現を図るため、男女の希望に沿って仕事と家庭生活を両立することを可能にする働き方改革を推進し、市民や事業所等に向けて、ワーク・ライフ・バランスに関する理解の浸透を図るため、学習機会や情報の提供を行います。	企画政策課 水産商工課

施策の方向（５）男性の子育てへの参画の促進、介護休業・休暇の取得促進

具体的施策	内容	所管課等
① **男性の家事・育児・介護等への参画に関する意識改革や環境の整備**	家事・子育て・介護等を男女が共に担うべき共通の課題とし、パートナーである全ての男性がそれらに参画できるよう、固定的性別役割分担意識の改革を図るための啓発や、男性の育児休業等の両立支援制度の活用促進など環境整備の促進に努めます。	企画政策課 総務課 水産商工課 子どもみらい課
② **仕事と子育てや介護との両立のための制度等の周知・普及と定着**	子どもがいる保護者の多様な働き方にも対応できる保育サービス等の充実などにより仕事と子育ての両立のため環境整備をより一層進めます。 併せて介護家庭の多様なニーズに対応するため、介護サービスの充実や介護予防の推進を図ります。また、男性が家事・育児・介護に主体的に参画しやすい環境づくりに向けた取組を推進します。	企画政策課 長寿介護課 子どもみらい課

市民に期待する取組

・自分の労働条件について確認し、疑問があるときには問い合わせましょう。
・男女が対等なパートナーであるという意識を持って働きましょう。
・男女が共に仕事と家庭のバランスのとれた働き方・家庭のあり方を考え、協力して家事、育児、介護などに取組みましょう。
・育児・介護サービスを利用しながら家族みんなで助け合いましょう。

事業者等に期待する取組

・「男女雇用機会均等法」や「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム・有期雇用労働法）」等の法令を遵守し、周知に努めましょう。
・性別や出産・育児等を理由とする不利益取扱いやハラスメントをなくしましょう。
・経営者・管理者向けセミナー等に積極的に参加し、意識改革を図りましょう。
・育児・介護休暇制度について、男女ともに取得しやすい雰囲気づくりに努めましょう。
・長時間労働の削減や多様で柔軟な働き方など、ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場づくりに努めましょう。

重点３　政策・方針決定過程への女性の参画拡大

いちき串木野市女性の職業生活における活躍の推進計画　Ⅱ

現状と課題

多様化する地域課題の解決に向けて、あらゆる分野の政策・方針決定過程に多様な立場の人が参画し、男女双方の意思が公正に反映されることが必要です。

また、多様性に富んだ活力ある社会づくりを進めるために、多様な人材が、固定的性別役割分担意識にとらわれることなく活躍できる制度や慣行の改善も求められています。

令和４年度に実施した市民意識調査では、政策・方針決定過程への女性の参画が少ない理由として、「女性の参画を積極的に進めようと意識している人が少ない」が最も多く、次いで「男性がなる方がよいと思っている人が多い」、「家庭、職場、地域における性別による役割分担や性差別の意識がある」の順になっています。

また、本市の審議会等委員に占める女性の参画率35%を目指して取り組んできましたが、令和4年3月31日時点で、22.5%と目標に達しておらず、県内市平均の27.6%と比較しても低い水準にあります。

このように、本市においては、多くの女性が地域活動等あらゆる分野に参加し、大きな役割を担っているにもかかわらず、政策・方針決定過程への女性の参画の状況は依然として十分ではありません。

そのため、男女双方が女性の参画の意義について認識を深め、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向けた環境整備に取り組むことが必要です。

政策・方針決定過程に女性の参画が少ない理由【全体及び性別】

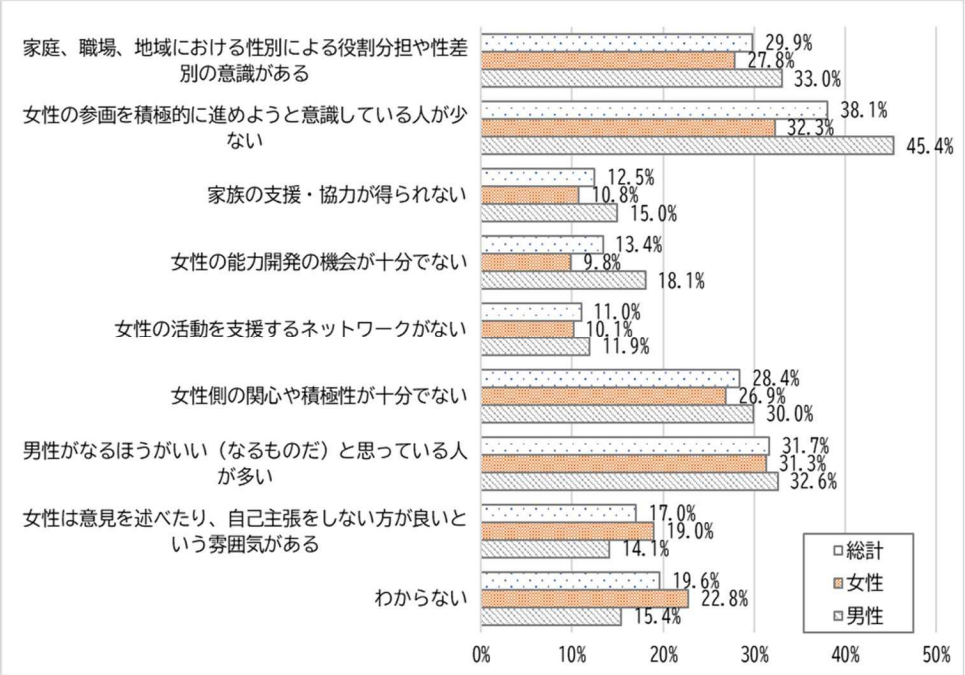

資料：市「令和４年度男女共同参画に関する市民意識調査」

施策の方向（６）政策・方針決定過程への女性の参画拡大

具体的施策	内容	所管課等
① **審議会等への女性の参画促進**	政治、経済、社会などあらゆる分野が発展するためには、各分野の政策・方針決定過程に多様な立場の人が多様な意見を持って参画し、男女双方の意見が公平・公正かつ的確に反映され、均等に利益を享受することが重要です。このため、政策を立案、決定していく過程に、これまで以上に女性の積極的な登用を進めます。	関係各課
② **女性の市職員への採用・登用等の促進**	特定事業主行動計画に基づき、適材適所の原則の下、性別に関わりなく能力に応じた採用・配置を行い、女性職員の職域拡大と管理職登用ならびに研修の機会の平等に努めます。	総務課
③ **女性の能力開発・発揮のための支援**	働く女性が、その能力を十分発揮できるよう、能力開発・職域拡大や就業能力向上のため、講座の実施や学習機会の提供に努めます。また、女性の参画が少ない分野で、女性が働きやすい職場環境の整備について啓発します。働く女性の中には、責任が重くなることや長時間労働により仕事と家庭生活の両立が困難になることへの不安から､管理職に就くことに消極的な女性も多くいます。このため女性が将来のキャリアデザインを描き、意欲を持って就業できるよう、意識の向上やキャリアアップのための能力開発を推進します。 また、行政や事業所において、女性の管理職等への登用を促進するなどの積極的改善措置（ポジティブアクション）(※1)の普及に努め、事業所等の先進的取組等について情報収集・提供に取り組みます。	水産商工課 企画政策課 農政課 福祉課

市民に期待する取組

・女性が、政策決定・方針決定の場など様々な分野において積極的に参画できる環境作りに努めましょう。

・自治会やＰＴＡなど地域における方針決定には、男女が積極的に関わるよう努めましょう。

事業者等に期待する取組

・固定的性別役割分担意識や過去の慣行を見直し、方針決定過程への女性登用に努めましょう。

※１　積極的改善措置（ポジティブアクション）

男女が、社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

重点４　地域・防災における男女共同参画の推進

現状と課題

社会経済情勢の変化に伴い、人々にとって家庭とともに最も身近な暮らしの現場である地域社会を取り巻く状況も複雑化し、多くの課題を抱えています。

そうした多様化・複雑化する地域課題の解決に当たっては、行政のみが公共サービスを提供して対応するあり方に変わって、地域社会における「共助」の力として、地域コミュニティに期待される役割は大きくなっています。

しかしながら、自治会等地域コミュニティにおける組織が、慣行や性別による固定的な役割分担意識に基づき運営されると、住民の家族形態やライフスタイルの多様化等に伴う地域社会の変容への対応が困難になり、若い世代や単身者等の地域との関わりが希薄化するだけでなく、地域活動への参加の機会を阻む要因にもなりかねません。

また、全国的には、若年層では男性よりも女性の方が大都市圏に流出する傾向が続いており、その背景には、地域に固定的な性別役割分担意識が根強く存在し、女性の居場所や出番を奪っていることや、職場環境が女性にとってやりがいが感じられず働きにくいこと等が考えられます。

そのため、人口減少に直面する地方においてこそ、男女共同参画の視点に立ち、女性の活躍推進や、女性も含めた多様な主体の連携による地域づくりに取り組む必要があります。このことにより、確かな地域力の向上と持続可能な地域社会の発展が図られ、ひいては、性別や年齢、障がいの有無等を超えて様々な立場を生きる人々が共に支えあう、人権尊重と男女平等を基盤とした地域社会につながります。

また、災害が発生すると、平常時の固定的な性別役割分担意識が強化され、男女で異なるニーズや状況が配慮されないことなどが、被害者をさらに困難な状況に追い込み、その回復やまちの復興を遅らせることがあります。そのため、防災分野における女性の参画をさらに拡大するとともに、男女共同参画の視点を取り入れた防災復興体制を確立するよう取り組む必要があります。

市民意識調査で、地域活動状況を尋ねたところ、「特に何もしていない」が 53.4%に続き、「公民館、地域女性団体、高齢者クラブ、青年団などの地域団体活動」が 37.3%と多くなっています。防災・環境等、多様化する地域問題の解決を目指し、多様な個人・主体の協働による地域づくりを進めることが必要です。

地域活動状況【全体及び性別】

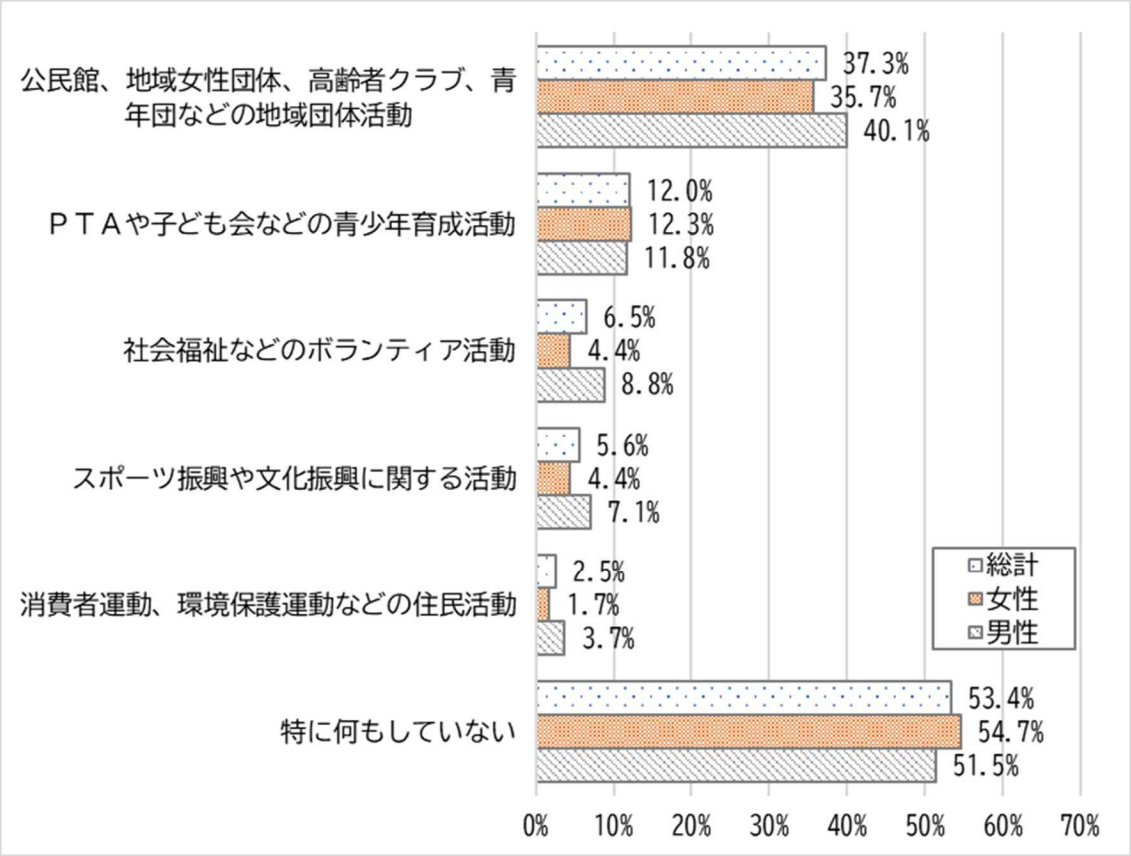

資料：市「令和４年度男女共同参画に関する市民意識調査」

施策の方向（７）男女共同参画による地域の活性化とまちづくりの推進

具体的施策	内容	所管課等
① **地域活動における男女共同参画の推進を担う人材の育成・支援**	地域における男女共同参画を促進していくとともに、市民の多様性を尊重しながら、参画や協働の場及び機会を提供するよう支援し、共生・協働を推進する人材の育成ならびに活動を支援します。	まちづくり防災課 社会教育課
② **地域活動における意思決定過程への女性の参画の促進**	地域の多様化する課題・ニーズに対応するためには、様々な視点から課題解決ができる多様な人材の確保が必要です。 地域活動や地域づくりのプロセスに、男女共同参画の視点、女性の意見を取り入れ、反映することができるよう、地域の実情に応じて、組織・団体の長となる女性リーダーが増えるような取り組みを行います。	まちづくり防災課 社会教育課

施策の方向（８）男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

具体的施策	内容	所管課等
① **多様な視点を反映した地域防災における取組の推進**	女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分配慮し、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施に向けて、地域防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大に取り組むほか、男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営や備蓄品の整備等に取り組みます。	まちづくり防災課 消防本部

市民に期待する取組

・地域の活動に積極的に参加しましょう。

・地域において、固定的性別役割分担意識に基づく慣習を改め、男女が活動しやすい環境を作りましょう。

・自主防災組織の中に女性リーダーを増やしましょう。

重点５　生涯を通じた男女の健康の保持・増進

現状と課題

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての大前提です。

心身及びその健康について、主体的に行動し、正確な知識・情報を得て、心身ともに健康を維持していくことが必要です。

近年は、女性の就業等の増加、生涯出産数の減少による月経回数の増加、晩婚化等による初産年齢の上昇、平均寿命の伸長などに伴う女性の健康に関わる問題の変化に応じた対策が必要です。

一方で、予期せぬ妊娠や性感染症の実態があります。その背景には、性に関する正しい知識や情報の不足のほか、社会的性別（ジェンダー）を起因とする性的暴力等が、女性による性についての主体的な判断と行動を阻む要因となっていることがあります。

また近年、経済的な理由等で生理用品を購入できないという「生理の貧困」は、女性の健康や尊厳に関わる重大な課題となっています。

そのため、女性が尊厳を持ち、生涯安心した性生活をはじめ、健康的な生活を営むことができるよう、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）（※1）についての市民への意識の浸透を図るとともに、女性の生涯を通じた健康を支援するための長期的、継続的、かつ包括的な観点に立った取組が必要です。

男性については、生活習慣病のリスクを持つ者の割合が高いことや、更年期障害が見られるほか、根強い固定的な性別役割分担意識などから孤立のリスクを抱える恐れもあります。特に自殺について見てみると、鹿児島県の自殺者の約 65%は男性であり、この背景には、経済・生活問題や勤務問題、また、男性自身が「男性としてのあるべき姿」に縛られ、悩みや問題を一人で抱え込むなど精神的に孤立しやすい状況にあることが考えられます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が女性の就業や生活へ、甚大な影響を与えており、女性の自殺者も増加しました。

このようなことから、男女共同参画の視点を踏まえ、男女が互いの性差に応じた健康について理解を深めつつ、男女の健康を生涯にわたり包括的に支援するための取組や、男女の性差に応じた健康支援と、自殺予防も視野に入れた心身の健康支援をするための取組を総合的に進める必要があります。

※１　リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成６（1994）年の国際人口開発会議の「行動計画」及び平成７（1995）年の第４回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

鹿児島県における自殺者数の推移

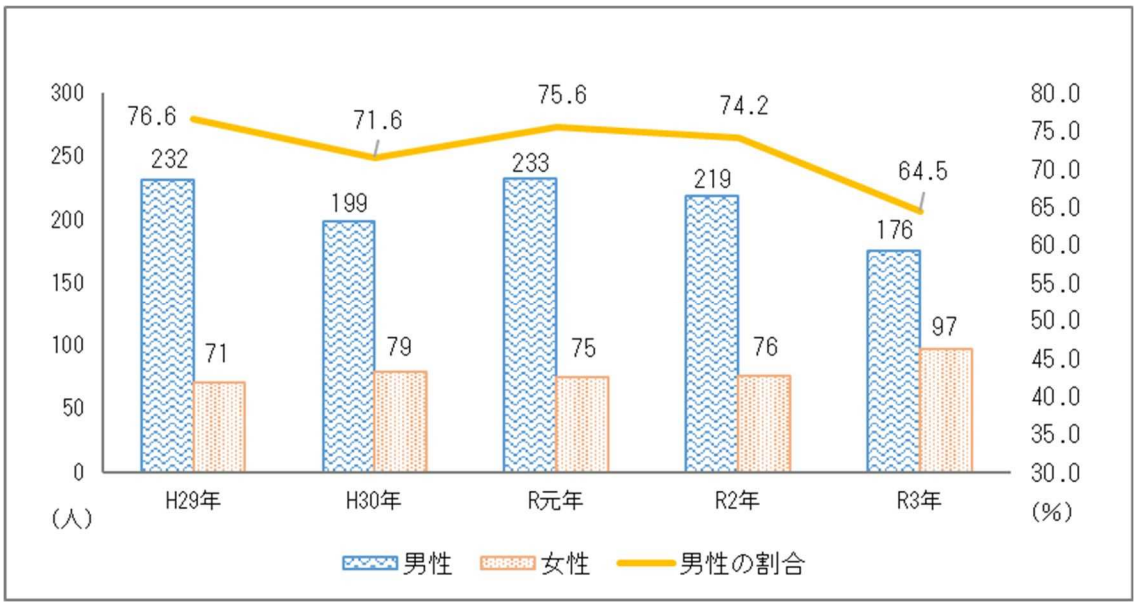

資料：警視庁「自殺統計」

鹿児島県自殺者数の年齢・原因別統計（令和３年中）

原因別	20歳未満	20～24歳	25～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	不明	計
家庭問題	1(1)	0	0	9(4)	9(2)	2	2(2)	16(12)	0	39(21)
健康問題	4(3)	6(3)	4(2)	14(9)	18(6)	16(5)	13(6)	81(40)	0	156(74)
経済･生活問題	0	1(0)	6(1)	6(1)	9(1)	10	5(2)	9(1)	0	46(6)
男女問題	1	1	3	3(2)	1(1)	2	0	1	0	12(3)
学校問題	3(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	3(2)
勤務問題	0	2	3(1)	7(3)	6	5(1)	0	3(1)	0	26(6)
その他	0	0	0	4(1)	2	0	0	10(5)	0	16(6)
不明	2	3(1)	2(2)	8(4)	14(4)	14(1)	3	23(5)	0	69(17)
計	11(6)	13(4)	18(6)	51(24)	59(14)	49(7)	23(10)	143(64)	0	367(135)

※主な自殺原因を３つまで複数計上できることとなったため、実際の自殺者数と表の合計自殺者数は一致しない。

（自殺者実数計 273 名うち女性 97 名）　（）は女性で内数

資料：鹿児島県警ホームページより

施策の方向（９）生涯にわたる男女の健康の包括的な支援

具体的施策	内容	所管課等
① **心身及びその健康についての正しい知識の普及と情報提供**	すべてのライフステージに対応し、一人ひとりが、こころとからだの両面から健康づくりを実践するため、知識の普及や、啓発活動の充実を図ります。 また、男女それぞれ特有の疾患等の早期発見に努めるため、健（検）診・指導・相談体制を職場などと連携して取り組み、予防という観点で食生活改善に向けた教室等の開催や男女の生涯を通じた健康づくりを推進します。	健康増進課 社会教育課

施策の方向（１０）妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進

具体的施策	内容	所管課等
① **妊娠・出産等における健康づくり支援**	妊娠・出産・子育て期における母子保健事業の充実と、安心して産み育てることができるための各種支援活動を進めます。併せて不妊治療に係る経済的負担の軽減や不妊・不育の相談体制の充実を図ります。	子どもみらい課
② **リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての普及啓発**	性と生殖に関する女性の自己決定権が保障されるよう、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」理念の浸透・理解を図る普及・啓発を行います。	企画政策課 子どもみらい課 学校教育課
③ **性に関する正しい知識の普及**	個人が自分の将来を考え、妊娠・出産等についての多様な希望を実現することができるよう、性感染症罹患率、人工妊娠中絶の実施率及び出生数等の動向を踏まえつつ、性に関する正しい知識を身に付け、適切な行動をとることができるようにするため、学校・行政・地域・家庭が連携して、性教育に取り組みます。	企画政策課 学校教育課 子どもみらい課

市民に期待する取組

・家庭でも性や命の大切さについて語り合いましょう。

・悩みや問題は一人で抱え込まずに、相談機関を積極的に利用しましょう。

重点６　男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

現状と課題

全ての人には、安心・安全に暮らし、自分の生き方を自分で選び取り、人生を豊かに生きる権利がありますが、その基本的な人権を侵害するものとして、様々な暴力があります。

そのうち、配偶者等からの暴力やストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪等の暴力の被害者の多くは女性です。その背景には、社会における男女が置かれた状況の違いや根深い偏見等が存在しており、女性に対する暴力根絶には、社会における男女間の格差是正及び意識改革が欠かせません。

市民意識調査によると２割の女性が身体に対する暴力を受けた経験があり、そのうち半数以上の人が「どこ（だれ）にも相談していない」と回答しており、暴力が潜在化しやすい傾向にあります。

さらに、情報通信技術（ICT）の進化やSNSなどの新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、女性に対する暴力の被害は一層多様化しており、新たな形の暴力に対し、迅速かつ的確に対応していく必要があります。

このようなことから、暴力の背景や構造について正しい理解を広め、啓発活動等を実施し、暴力を許さない意識の醸成を図るとともに、相談につながりやすい体制整備や相談を促す広報・啓発により、被害の潜在化を防止する必要があります。

ドメスティック・バイオレンスの経験【全体及び性別】

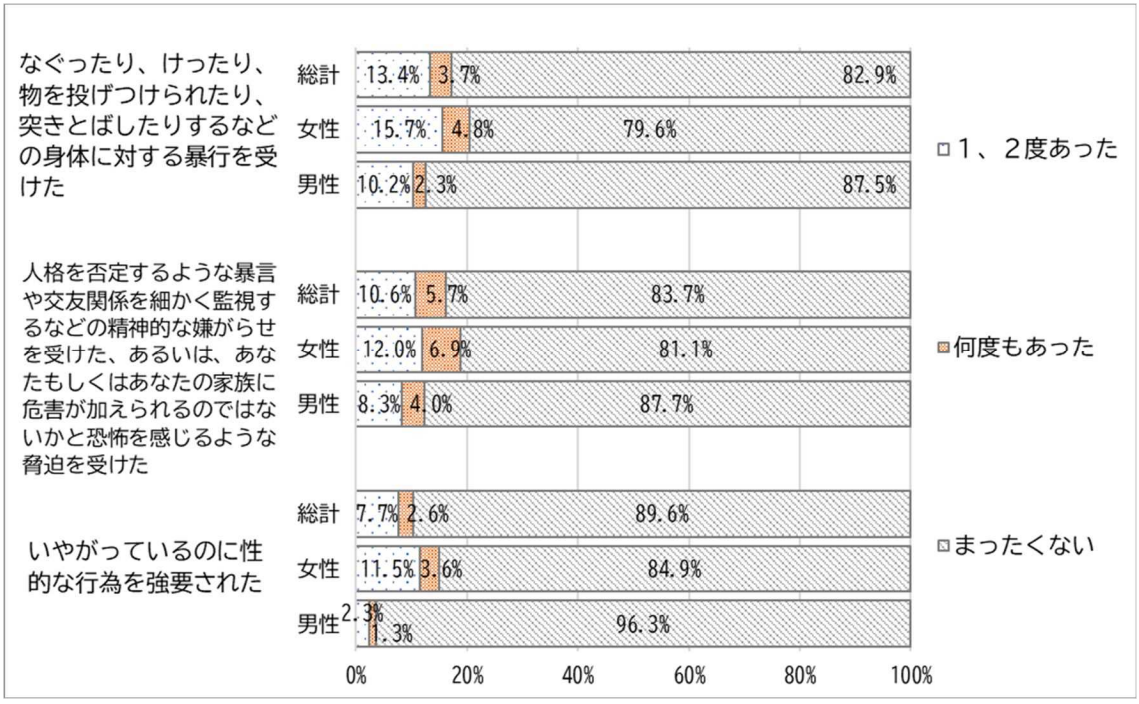

資料：市「令和４年度男女共同参画に関する市民意識調査」

施策の方向（１１）配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援

具体的施策	内容	所管課等
① **暴力を容認しない意識の醸成及び相談に繋がりやすい体制整備や相談を促す広報・啓発の実施**	暴力を許さない社会を実現するため、地域、職場、学校、家庭など社会のあらゆる分野における暴力防止に焦点を当てた教育や啓発に取り組みます。 また、配偶者等からの暴力の被害者は男女ともに半数以上が「どこ（だれ）にも相談していない」という状況を踏まえ、被害の潜在化を防止するため、相談を促す広報・啓発や、相談窓口の積極的な周知に取り組みます。	企画政策課 子どもみらい課 福祉課 市民生活課 水産商工課
② **子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進**	コミュニティサイトやＳＮＳ等を通じた性犯罪・性暴力の当事者にならないための教育・学習、啓発活動、子ども及び保護者のメディア・リテラシー(※1)向上のための学習機会を提供します。	企画政策課 学校教育課
③ **被害者の安全の確保と心身の健康回復・自立に向けた支援**	被害者の精神的ケアと安全確保を図りながら医療機関や関係機関と連携し、被害者の一時保護や市営住宅入居・保育園入所を優先させる等の配慮をしながら被害者の心身の健康回復と自立支援に向けて関係機関との連携を強化します。	子どもみらい課 都市建設課 健康増進課

市民に期待する取組

・暴力のない安心して暮らせる社会を築きましょう。

・悩みや問題は一人で抱え込まずに相談しましょう。

事業所に期待する取り組み

・　職場において労働者の意に反する性的な言動（※２）が行われたり、それを拒否したことで労働者が不利益を受けたり、また性的な言動が行われることで就業環境が害されたりすることがないようにしましょう。

※１　メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の３つを構成要素とする複合的な能力のこと。

※２　性的な言動

「男のくせに・・・」「女には・・・」などの性別により差別しようとする意識に基づく言動や、体調が悪そうな女性に「生理日か」「更年期か」などと言うセクシュアル・ハラスメントのほか、性的指向や性自認等を本人の意に反して第三者に公にするアウティングなどのこと。

重点７　貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

現状と課題

憲法第 25 条では「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とされていますが、女性は、出産・育児等により就業を制限又は中断する人や非正規雇用者が多いこと、賃金等の処遇に男女間格差があること、配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメントの被害により社会生活に支障をきたすことなどで、男性に比べて貧困等生活上の困難に陥りやすい状況にあります。

特に、高齢単身女性の貧困については、高齢期に達するまでの働き方や家族形態等の影響が大きく、また、新型コロナウイルスや就職氷河期など深刻な事象の影響や、長年にわたって様々な分野における男女格差が継続している社会経済状況の影響が凝縮され固定化されて現れていることに留意した取組が必要です。

さらに、性的指向・性自認（性同一性）に関すること、障がいがあること、外国人やルーツが外国であること等を理由とした社会的困難を抱えている場合、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景に、更に複合的な困難を抱える場合があることから、このような人々についての正しい理解を深め、社会全体で多様性を尊重する環境づくりに取り組む必要があります。

一方、男性の単身世帯や父子世帯、介護中の男性の中には、地域からの孤立化等の問題を抱えている人がいますが、その背景には、固定的な性別役割分担意識に基づく男性の家庭や地域との関わり方や仕事優先の働き方があります。

このように、様々な困難な状況に直面している人々が、安心して暮らせるようになるためには、社会のあらゆる分野における男女共同参画の視点を踏まえた取組の推進が不可欠です。

貧困率の年次推移【全国】

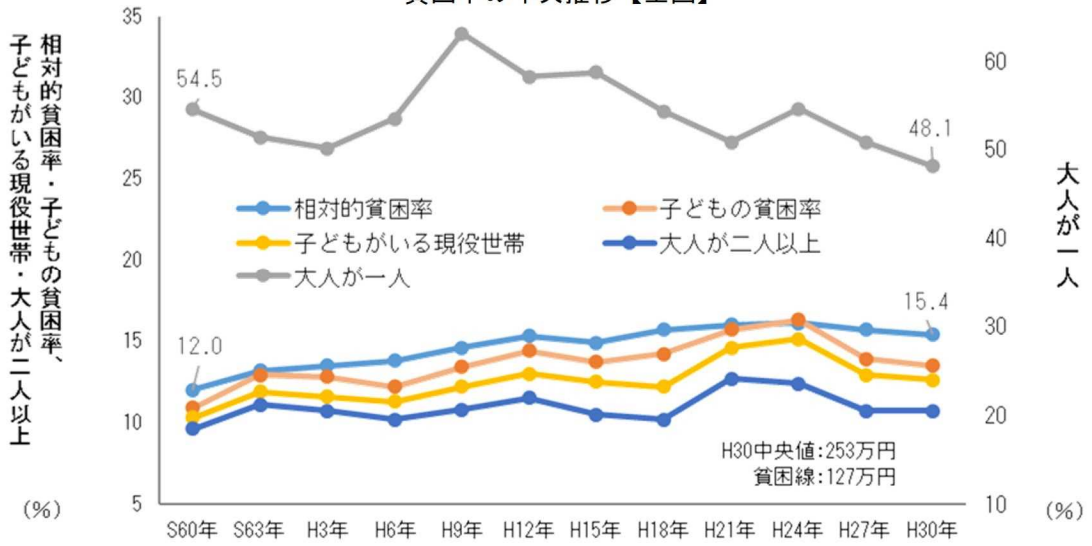

資料：厚生労働省「令和元年国民生活基礎調査の概況」

施策の方向（１２）高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

具体的施策	内容	所管課等
① **高齢者や障がいのある人の生活支援策の充実**	高齢者単身女性の貧困、高齢者男性の孤立化、また障がいのある女性は、障がいに加えて女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合があります。このような状況を踏まえた上で、就業や社会参加への支援、生活自立を支える制度や環境・社会基盤の整備、性別に配慮した医療・介護予防への取組を進めます。	水産商工課 福祉課 長寿介護課
② **様々な要因により複合的な困難や課題に直面しやすい人々の相談対応や多様性を尊重する環境づくり**	性的指向・性自認に関すること、障がいがあること、外国人やルーツが外国であること等を理由とした社会的困難を抱えている場合、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景に、更に複合的な困難を抱えることがあります。このような様々な属性の人々についての正しい理解を広め、多様性を尊重する環境づくりを進めるため、人権問題に関する啓発広報や研修に取り組みます。 また、人権問題が生じた場合には、相談者が幅広く安心して相談できるよう、相談窓口の周知広報や相談の質の向上に努めます。	企画政策課 市民生活課 教育総務課 学校教育課 社会教育課

施策の方向（１３）ひとり親家庭の自立支援の充実

具体的施策	内容	所管課等
① **ひとり親家庭の生活支援の充実**	ひとり親家庭の子育てや就業に関わる不安や悩みの問題解決に向けた相談体制を充実し、安心して子育てできるように環境整備を図ります。また、ひとり親家庭の自立に向けて就業が促進されるよう保育サービスの充実や職業能力開発の講座等の開催、各種講座の開催や支援について情報の周知を図る等環境整備を進めます。	子どもみらい課

施策の方向（１４）困難な状況におかれる若者の自立に向けた支援

具体的施策	内容	所管課等
① **自立に向けた切れ目のない支援と多様な生き方・働き方の啓発**	フリーターを含む非正規雇用で働く若者やニート・ひきこもり等、困難な状況にある若者が増加している背景には、固定的性別役割分担意識を背景に、男女によって社会や家族の期待や求める役割が異なることが抑圧的に働いていることがあります。困難な状況にある若者が、自立に向けて社会生活を円滑に営むことができるように支援し、性別にかかわらず多様な生き方・働き方を尊重し、個人の個性や能力が発揮できるよう広報・啓発に努めます。	企画政策課 福祉課 教育総務課 学校教育課 社会教育課

市民に期待する取組

・様々な生活上の困難を抱える人々に配慮し、あらゆる立場の人々が暮らしやすい思いやりのある地域づくりを進めましょう。

施策の方向（１５）性の多様性を尊重する環境の整備　（新設）

具体的施策	内容	所管課等
① **性の多様性に関する啓発・相談対応**	性的指向・性自認について、正しい理解を促進し、性的少数者であることを理由にした偏見や差別の解消を目指した啓発活動に取り組むとともに、相談に適切に対応します。 学校においては、教職員の一層　の理解促進に努め、日頃から児童生徒が相談しやすい環境づくりに取り組むとともに、性の多様性に関する理解を深める教育を推進します。	企画政策課 市民生活課 子どもみらい課 水産商工課 学校教育課 教育総務課 社会教育課
② **制度や施設等における性の多様性への配慮**	各種公的書類の書式（性別記載欄）などの制度や施設について、引き続き性の多様性に配慮した見直しの取組を行います。 行政職員は適切な配慮や対応を行うため、研修等を通じて理解と情報の共有を図ります。 パートナーシップ制度（※１）については、利用可能な行政サービスを提供しつつ、市民意識の変化や LGBT 理解増進法に基づく国の基本計画、運用指針の策定状況等を注視し、内容の充実を図ります。	市民生活課

市民に期待する取組

・　地域住民の多様な性への理解を深めるため、講演会や研修会へ参加しましょう

事業者に期待する取り組み

・　社員等に対し多様な性への理解を深めるための措置が講じられるよう、LGBT 理解増進法など関係法令等の周知に努めるなど、職場における啓発に取り組みましょう。また、人事担当者等社員を対象とした研修を開催しましょう。

※１　パートナップ制度

　現行の法制度では婚姻が認められない性的マイノリティの方を含むパートナー間で、互いを人生のパートナーとし継続的に共同生活を行っている又は継続的に共同生活を行うことを約した関係であることを届出し、市がその届出を公的に証明するものです。

第４章　計画の推進

１推進体制の整備

（１）国・県・近隣自治体・関係機関との連携

男女共同参画社会の形成に向けた取組は、国際的な動き、国や県の動きと連動しながら進める必要があります。国・県・近隣自治体・関係機関との連携体制を強化し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図ります。

（２）庁内推進体制の充実

①いちき串木野市男女共同参画推進会議の機能発揮

計画の総合調整と、庁内横断的な連携機能の拡充による計画の効果的な推進を図ります。

②所管部署の機能発揮

所管部署は、市政全般が男女共同参画の視点で行われるよう、施策の総合的な調整を行う役割を担っています。計画の進行管理を行うとともに、「男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）」「男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）」の機能発揮のために事務局機能を果たします。今後は、企画調整機能をより一層発揮し、男女共同参画社会の形成の促進に関する全庁的な取組の推進を図ります。

（３）市民との連携

①男女共同参画審議会の機能発揮

基本計画の策定、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況や重要事項について、調査・審議を行うとともに、必要に応じて意見を市長に述べるなど、審議会の機能が十分発揮できるよう努めます。

②市民との協働による計画の推進

政策・方針決定過程への男女共同参画や、生活と仕事等の両立を実現していくためには、市民及び事業者等及び教育関係者による一体的な取組と自発的な取組が不可欠です。そのためには市における様々な団体や事業所と協働した啓発活動や講座の実施等を通して、男女共同参画社会への理解の浸透を図るとともに、定期的に情報・意見交換を行い、市民の実情に即した施策の推進に努めます。

２施策の効果的な推進

（１）市民等の理解を深めるための措置（条例第 13 条）

基本理念に関する市民等の理解を深めるため、広報啓発を行うとともに、教育及び学習機会の充実に努めます。

（２）市民等への支援（条例第 14 条）

市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報提供その他必要な支援を行います。

（３）防災分野における男女共同参画の推進（条例第 15 条）

防災分野（災害復興を含む。）において、男女共同参画の視点を取り入れた施策及び被災者支援を行うよう努めます。

（４）調査研究（条例第 16 条）

市の特性に応じた効果的な施策の展開をめざし、市の実態を把握するために、定期的に市民意識調査を実施します。

（５）計画の進行管理（条例第 17 条）

本計画の施策・事業の進捗状況を把握するため、毎年度「年次報告書」を作成し、公表します。

（６）市民等の申出への対応（条例第 18 条）

市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に関し、男女共同参画の推進に影響を及ぼすものとして、市民等から申出があった際は、関係機関と連携し、適切に対応するように努めます。

また、性や性別に基づく差別や暴力、公衆向け情報による人権侵害について市民から申出があった際は、関係機関と連携し、適切に対応するように努めます。

いちき串木野市男女共同参画基本計画
推　進　体　制

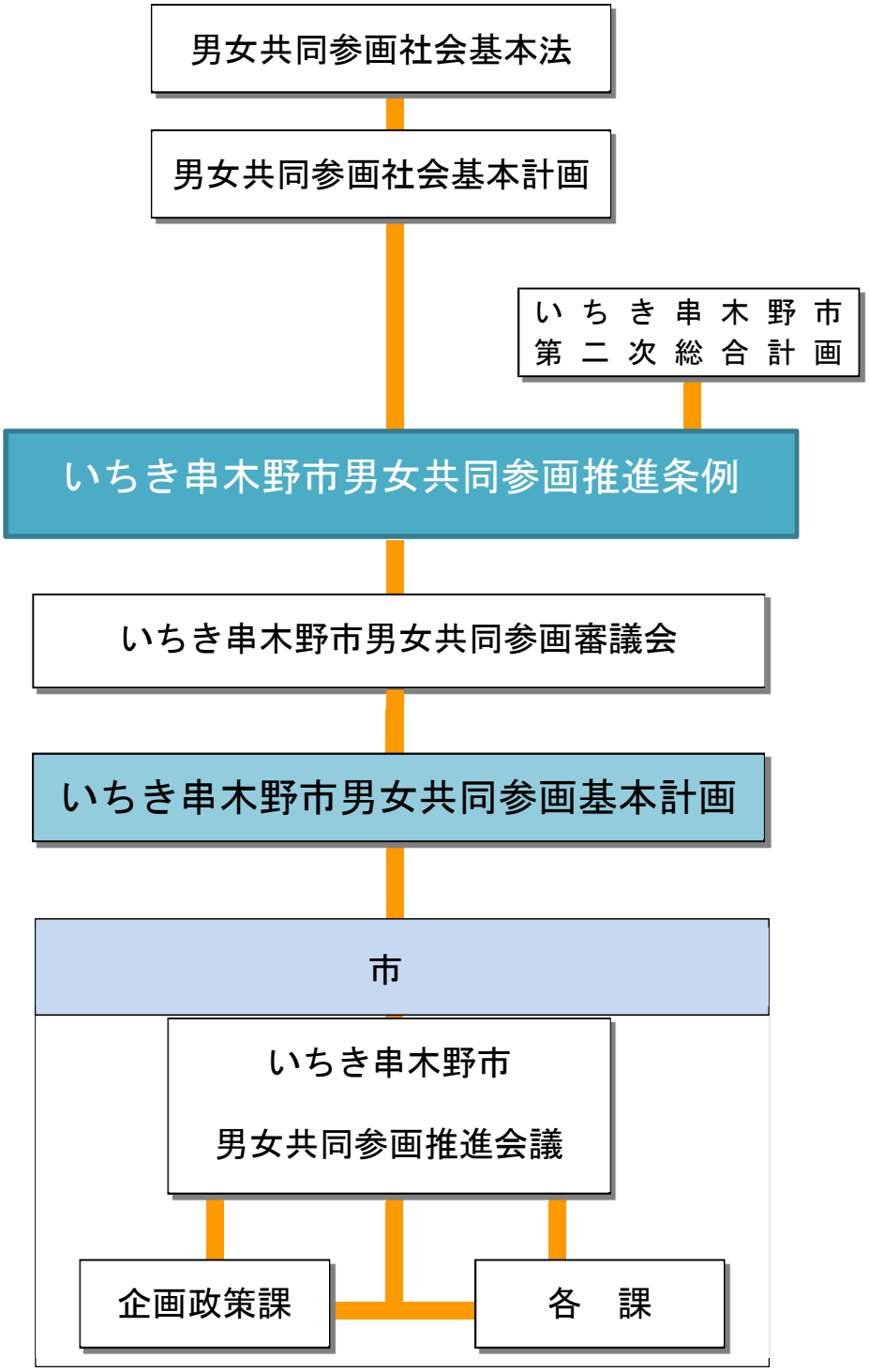

【第４次いちき串木野市男女共同参画基本計画における数値目標】

番号	重点目標	設定項目	直近値（R3）	目標値
１	１	地域社会の中で男女平等と感じている人の割合	62.5%	増加させる
２	２	イクボス企業応援事業の補助を受けた企業数	0	延べ 20 社
３	３	市の審議会等における女性委員の割合	22.5%	26%
４	３	市役所における女性管理職（課長級以上）の割合	7.4%	15%以上
５	４	女性の公民館長の割合	2.8%	増加させる
６	５	「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」という言葉も内容も知らない人の割合	84.0%	減少させる
７	６	配偶者等からの暴力や嫌がらせを受けた経験がある人のうち、どこ（だれ）にも相談しなかった人の割合	56.2%	減少させる
８	７	男女共同参画講座の回数と受講者	４回 227 人	増加させる

参　考　資　料

男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号

最終改正：平成11年12月22日法律第160号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　男女共同参画社会の形成　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二　積極的改善措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条　男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条　男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条　男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条　男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条　男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条　国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条　国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条　政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2　政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関す

る施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2　男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二　前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5　前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条　都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2　都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二　前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4　都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条　国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条　国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条　国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条　国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条　国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条　国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章　男女共同参画会議

（設置）

第二十一条　内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条　会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二　前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三　前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四　政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条　会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条　議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2　議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条　議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一　内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二　男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2　前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3　第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4　第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第二十六条　前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第二十七条　会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2　会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第二十八条　この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第二条　男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

（経過措置）

第三条　前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2　この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3　この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附　則　（平成十一年七月十六日法律第百二号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　略

二　附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定　公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条　この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで　略

十一　男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条　第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附　則　（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成27年9月4日法律第64号
最終改正：令和元年6月5日法律第24号

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条　女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

２　女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

３　女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条　国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条　事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章　基本方針等

（基本方針）

第五条　政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

２　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二　事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三　女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ　女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ　職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ　その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四　前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

３　内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

４　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

５　前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第六条　都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

２　市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

３　都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章　事業主行動計画等

第一節　事業主行動計画策定指針

第七条　内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

２　事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一　事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の

内容に関する事項
三　その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
3　内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
第二節　一般事業主行動計画等
（一般事業主行動計画の策定等）
第八条　国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
2　一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　計画期間
二　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
三　実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
3　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
4　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
5　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
6　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
7　一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
8　第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。
（基準に適合する一般事業主の認定）
第九条　厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。
（認定一般事業主の表示等）
第十条　前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
2　何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。
（認定の取消し）
第十一条　厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。
一　第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
二　この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
三　不正の手段により第九条の認定を受けたとき。
（基準に適合する認定一般事業主の認定）
第十二条　厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。
（特例認定一般事業主の特例等）
第十三条　前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。
2　特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。
（特例認定一般事業主の表示等）
第十四条　特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
2　第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。
（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条　厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一　第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二　第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三　第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四　前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五　不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十六条　承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

２　この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

３　厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

４　承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

５　職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

６　職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

７　厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条　公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条　国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節　特定事業主行動計画

第十九条　国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

２　特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　計画期間

二　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三　実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

３　特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

４　特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
５　特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
６　特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
７　特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節　女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条　第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
一　その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
二　その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
２　第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。
３　第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条　特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
一　その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
二　その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章　女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二条　国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
２　地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
３　地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
４　前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第二十三条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第二十四条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。
２　地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第二十五条　国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十六条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第二十七条　当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。
２　協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
３　協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
一　一般事業主の団体又はその連合団体
二　学識経験者

三　その他当該関係機関が必要と認める者

４　協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

５　協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条　協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条　前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章　雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条　厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条　厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条　第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章　罰則

第三十四条　第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二　第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一　第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二　第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三　第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二　第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三　第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四　第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条　第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附　則　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条　この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

２　第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

３　協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

４　この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条　前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条　政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附　則　（平成二九年三月三一日法律第一四号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定　公布の日

二及び三　略

四　第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定　平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条　この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（令和元年六月五日法律第二四号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定　公布の日

二　第二条の規定　公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第五条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年4月13日法律第31号
最終改正：令和元年6月26日法律第46号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章　総則

（定義）

第一条　この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

２　この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

３　この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二　基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二　内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

２　基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三　その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

３　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

４　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三　都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

２　都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三　その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

３　市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

４　都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

５　主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章　配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条　都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

２　市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

３　配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一　被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二　被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三　被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四　被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五　第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六　被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこ

と。
4　前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
5　配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
（婦人相談員による相談等）
第四条　婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。
（婦人保護施設における保護）
第五条　都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章　被害者の保護
（配偶者からの暴力の発見者による通報等）
第六条　配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
2　医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
3　刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
4　医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。
（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）
第七条　配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。
（警察官による被害の防止）
第八条　警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
（警察本部長等の援助）
第八条の二　警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。
（福祉事務所による自立支援）
第八条の三　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
（被害者の保護のための関係機関の連携協力）
第九条　配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。
（苦情の適切かつ迅速な処理）
第九条の二　前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章　保護命令
（保護命令）
第十条　被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。
一　命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
二　命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2　前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一　面会を要求すること。

二　その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三　著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四　電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五　緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六　汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七　その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八　その性的羞しゅう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3　第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4　第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5　前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条　前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2　前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一　申立人の住所又は居所の所在地

二　当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条　第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一　配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二　配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三　第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四　第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五　配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ　当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ　相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ　相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ　相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2　前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条　裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条　保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

２　申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

３　裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条　保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

２　保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

３　保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

４　保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

５　保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条　保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

２　前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

３　即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

４　前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

５　前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

６　抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

７　前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

８　前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条　保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

２　前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

３　第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条　第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

２　前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条　保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、

保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条　法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条　この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条　この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章　雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条　配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

２　国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条　都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一　第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二　第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三　第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四　第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

２　市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条　国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

２　国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一　都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二　市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二　補則

（この法律の準用）

第二十八条の二　第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章　罰則

第二十九条　保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条　第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附　則　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条　この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附　則　（平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

２　旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条　新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附　則　（平成一九年七月一一日法律第一一三号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附　則　（平成二五年七月三日法律第七二号）　抄

（施行期日）

１　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附　則　（平成二六年四月二三日法律第二八号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　略

二　第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定　平成二十六年十月一日

附　則　（令和元年六月二六日法律第四六号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定　公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条　前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条　政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

２　政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（抜粋）

1979年国際連合総会採択
1981年発効
日本批准1985年6月24日
公布1985年7月1日

この条約の締約国は，

国際連合憲章が基本的人権，人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し，

世界人権宣言が，差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること，並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり，かつ，尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し，

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的，社会的，文化的，市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し，

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し，

更に，国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議，宣言及び勧告に留意し，

しかしながら，これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し，

女子に対する差別は，権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり，女子が男子と平等の条件で自国の政治的，社会的，経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり，社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり，また，女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し，

窮乏の状況においては，女子が食糧，健康，教育，雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し，

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し，

アパルトヘイト，あらゆる形態の人種主義，人種差別，植民地主義，新植民地主義，侵略，外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し，

国際の平和及び安全を強化し，国際緊張を緩和し，すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し，全面的かつ完全な軍備縮小を達成し，特に厳重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し，諸国間の関係における正義，平等及び互恵の原則を確認し，外国の支配の下，植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが，社会の進歩及び発展を促進し，ひいては，男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し，

国の完全な発展，世界の福祉及び理想とする平和は，あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し，

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献，母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し，また，出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく，子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し，

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し，

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して，

次のとおり協定した。

第１部

第１条

この条約の適用上，「女子に対する差別」とは，性に基づく区別，排除又は制限であつて，政治的，経済的，社会的，文化的，市民的その他のいかなる分野においても，女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し，享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第２条

締約国は，女子に対するあらゆる形態の差別を非難し，女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により，かつ，遅滞なく追求することに合意し，及びこのため次のことを約束する。

(a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め，かつ，男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること

(b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。

(c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し，かつ，権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

(d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え，かつ，公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。

(e) 個人，団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

(f) 女子に対する差別となる既存の法律，規則，慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。

(g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第３条

締約国は，あらゆる分野，特に，政治的，社会的，経済的及び文化的分野において，女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として，女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第４条

1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは，この条約に定義する差別と解してはならない。ただし，その結果としていかなる意味に

おいても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず，これらの措置は，機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2　締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは，差別と解してはならない。

第5条

締約国は，次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

(a)　両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため，男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

(b)　家庭についての教育に，社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において，子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は，あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は，自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし，特に，女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

(a)　あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利

(b)　政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

(c)　自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は，国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を，女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

1　締約国は，国籍の取得，変更及び保持に関し，女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は，特に，外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が，自動的に妻の国籍を変更し，妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2　締約国は，子の国籍に関し，女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は，教育の分野において，女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として，特に，男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として，女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a)　農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導，修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は，就学前教育，普通教育，技術教育，専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

(b)　同一の教育課程，同一の試験，同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会

(c)　すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を，この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより，また，特に，教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

(d)　奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会

(e)　継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に，男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

(f)　女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。

(g)　スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

(h)　家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

1　締約国は，男女の平等を基礎として同一の権利，特に次の権利を確保することを目的として，雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a)　すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利

(b)　同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利

(c)　職業を自由に選択する権利，昇進，雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習，上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利

(d)　同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利

(e)　社会保障（特に，退職，失業，傷病，障害，老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利

(f)　作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2　締約国は，婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し，かつ，女子に対して実効的な労働の権利を確保するため，次のことを目的とする適当な措置をとる。

(a)　妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。

(b)　給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い，かつ，従前の雇用関係，先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

(c)　親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な

社会的サービスの提供を，特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。

(d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては，当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は，科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし，必要に応じて，修正し，廃止し，又はその適用を拡大する。

第 12 条

1 締約国は，男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として，保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず，締約国は，女子に対し，妊娠，分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第 13 条

締約国は，男女の平等を基礎として同一の権利，特に次の権利を確保することを目的として，他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 家族給付についての権利

(b) 銀行貸付け，抵当その他の形態の金融上の信用についての権利

(c) レクリエーション，スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第 14 条

1 締約国は，農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし，農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は，男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として，農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし，特に，これらの女子に対して次の権利を確保する。

(a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利

(b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報，カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利

(c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利

(d) 技術的な能力を高めるために，あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに，特に，すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利

(e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために，自助的集団及び協同組合を組織する権利

(f) あらゆる地域活動に参加する権利

(g) 農業信用及び貸付け，流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利

(h) 適当な生活条件（特に，住居，衛生，電力及び水の供給，運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第 4 部

第 15 条

1 締約国は，女子に対し，法律の前の男子との平等を認める。

2 締約国は，女子に対し，民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし，また，この能力を行使する同一の機会を与える。特に，締約国は，契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし，裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

3 締約国は，女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。

4 締約国は，個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第 16 条

1 締約国は，婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし，特に，男女の平等を基礎として次のことを確保する。

(a) 婚姻をする同一の権利

(b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利

(c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任

(d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において，子の利益は至上である。

(e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報，教育及び手段を享受する同一の権利

(f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において，子の利益は至上である。

(g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）

(h) 無償であるか有償であるかを問わず，財産を所有し，取得し，運用し，管理し，利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

2 児童の婚約及び婚姻は，法的効果を有しないものとし，また，婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第 5 部

第 17 条

1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために，女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は，この条約の効力発生の時は 18 人の，35 番目の締約国による批准又は加入の後は 23 人の徳望が高く，かつ，この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は，締約国の国民の中から締約国により選出するものとし，個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては，委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

2　委員会の委員は，締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は，自国民の中から1人を指名することができる。

3　委員会の委員の最初の選挙は，この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は，委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに，締約国に対し，自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は，指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し，締約国に送付する。

4　委員会の委員の選挙は，国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は，締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては，出席し，かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で，かつ，過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。

5　委員会の委員は，4年の任期で選出される。ただし，最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は，2年で終了するものとし，これらの9人の委員は，最初の選挙の後直ちに，委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

6　委員会の5人の追加的な委員の選挙は，35番目の批准又は加入の後，2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は，2年で終了するものとし，これらの2人の委員は，委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

7　締約国は，自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には，その空席を補充するため，委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

8　委員会の委員は，国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い，同総会の承認を得て，国際連合の財源から報酬を受ける。

9　国際連合事務総長は，委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

1　締約国は，次の場合に，この条約の実施のためにとった立法上，司法上，行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を，委員会による検討のため，国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a)　当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内

(b)　その後は少なくとも4年ごと，更には委員会が要請するとき。

2　報告には，この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

1　委員会は，手続規則を採択する。

2　委員会は，役員を2年の任期で選出する。

第20条

1　委員会は，第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。

2　委員会の会合は，原則として，国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

1　委員会は，その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし，また，締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は，締約国から意見がある場合にはその意見とともに，委員会の報告に記載する。

2　国際連合事務総長は，委員会の報告を，情報用として，婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は，その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し，代表を出す権利を有する。委員会は，専門機関に対し，その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も，次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a)　締約国の法令

(b)　締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は，自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

1　この条約は，すべての国による署名のために開放しておく。

2　国際連合事務総長は，この条約の寄託者として指定される。

3　この条約は，批准されなければならない。批准書は，国際連合事務総長に寄託する。

4　この条約は，すべての国による加入のために開放しておく。加入は，加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

1　いずれの締約国も，国際連合事務総長にあてた書面による通告により，いつでもこの条約の改正を要請することができる。

2　国際連合総会は，1の要請に関してとるべき措置があるときは，その措置を決定する。

第27条

1　この条約は，20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

2　この条約は，20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については，その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

1　国際連合事務総長は，批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し，かつ，すべての国に送付する。

2　この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は，認められない。

3　留保は，国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし，同事務総長は，その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は，受領された日に効力を生ずる。

第29条

1　この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは，いずれかの紛争当事国の要請により，仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には，いずれの紛争当事国も，国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

2　各締約国は，この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に，1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は，そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。

3　2の規定に基づいて留保を付した締約国は，国際連合事務総長にあてた通告により，いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は，アラビア語，中国語，英語，フランス語，ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし，国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として，下名は，正当に委任を受けてこの条約に署名した。

鹿児島県男女共同参画推進条例

平成13年12月21日公布

平成13年鹿児島県条例第56号

附則

すべての人々が，その人権を尊重され，性別にかかわりなく，その個性と能力を十分に発揮することができる社会を築くことは，私たちの願いである。そして，その社会こそが，男女が対等な構成員として，自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し，喜びと責任を分かち合うことができる男女共同参画社会である。

鹿児島県では，これまでも，その時代の要請に応じて，男女平等の実現に向けた様々な取組を行ってきたが，依然として性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく制度と慣行が根強く残っており，なお一層の努力が必要とされている。

また，少子高齢化の進展，家族形態の多様化，地域社会の変化等の社会経済情勢の変化に対応していくためにも，男女共同参画社会の実現は緊急かつ重要な課題となっている。

ここに，私たちは，男女共同参画社会の実現を目指して，県，事業者，県民及び市町村が一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し，この条例を制定する。

第1章　総則

（目的）

第1条　この条例は，男女共同参画の推進に関し，基本理念を定め，県，事業者及び県民の責務を明らかにし，並びに男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより，男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し，もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条　この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

(1)　男女共同参画男女が，社会の対等な構成員として，自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより，男女が当該活動に参画し，かつ，共に責任を担うことをいう。

(2)　積極的改善措置前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において，男女のいずれか一方に対し，当該機会を積極的に提供することをいう。

(3)　セクシュアル・ハラスメント性的な言動により当該言動を受けた者の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与える行為をいう。

（基本理念）

第3条　男女共同参画の推進は，男女の個人としての尊厳が重んぜられること，男女が性別による差別的取扱いを受けないこと，男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として，行われなければならない。

2　男女共同参画の推進に当たっては，社会における制度又は慣行が，性別による固定的な役割分担等を反映して，男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより，男女共同参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮して，社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

3　男女共同参画の推進は，男女が，社会の対等な構成員として，県における政策又は民間の団体（事業者を含む。以下同じ。）における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として，行われなければならない。

4　男女共同参画の推進は，家族を構成する男女が，相互の協力と社会の支援の下に，子の養育，家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし，かつ，当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として，行われなければならない。

5　男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮して，男女共同参画の推進は，国際的協調の下に行われなければならない。

（県の責務）

第4条　県は，前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり，男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し，及び実施する責務を有する。

2　県は，前項の施策の実施に当たっては，事業者，県民及び市町村と連携を図るものとする。

（事業者の責務）

第5条　事業者は，その事業活動を行うに当たっては，基本理念にのっとり，男女共同参画の推進に努めなければならない。

2　事業者は，県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（県民の責務）

第6条　県民は，家庭，職場，学校，地域その他の社会のあらゆる分野において，基本理念にのっとり，男女共同参画の推進に努めなければならない。

2　県民は，県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（市町村への要請及び支援）

第7条　県は，市町村に対し，その区域の特性に応じた男女共同参画の推進に関する施策を策定し，及び実施すること並びに県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力することを求めるものとする。

2　県は，市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策について，情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

（年次報告）

第8条　知事は，毎年，男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し，及び公表するものとする。

第2章　男女共同参画を阻害する行為の禁止

第9条　何人も，次に掲げる男女共同参画を阻害する行為を行ってはならない。

(1)　家庭，職場，学校，地域その他の社会のあらゆる分野における性別による差別的取扱い

(2)　家庭，職場，学校，地域その他の社会のあらゆる分野におけるセクシュアル・ハラスメント

(3)　配偶者（婚姻の届出をしていないが，事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）に対する暴力行為（精神的苦痛を著しく与える行為を含む。）

第3章　男女共同参画の推進に関する基本的施策

（基本計画）

第10条　知事は，男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため，男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2　基本計画は，次に掲げる事項について定めるものとする。

(1)　総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか，男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は，基本計画を定めようとするときは，鹿児島県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は，基本計画を定めたときは，遅滞なく，これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は，基本計画の変更について準用する。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第11条 県は，男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し，及び実施するに当たっては，男女共同参画に配慮しなければならない。

2 県は，前項の施策を策定し，及び実施するに当たっては，県民の意見を反映させるよう努めるものとする。

（県民の理解を深めるための措置）

第12条 県は，広報活動等を通じて基本理念に関する県民の理解を深めるよう適切な措置を講ずるとともに，男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

（調査研究）

第13条 県は，男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

（県民等に対する支援）

第14条 県は，県民及び民間の団体が男女共同参画の推進に関して行う活動を促進するため，情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

（県民等の申出）

第15条 県は，県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策についての県民及び民間の団体からの申出があったときは，適切に処理するよう努めるものとする。

2 県は，第9条に規定する行為その他の男女共同参画を阻害する行為に関する県民及び民間の団体からの申出があったときは，関係機関と協力して適切に処理するよう努めるものとする。

（男女共同参画週間）

第16条 県民の間に広く男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに，積極的に男女共同参画の推進に関する活動を行う意欲を高めるため，男女共同参画週間を設ける。

2 男女共同参画週間は，毎年7月25日から同月31日までとする。

3 県は，男女共同参画週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

第4章 鹿児島県男女共同参画審議会

（審議会）

第17条 男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進に資するため，鹿児島県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は，次に掲げる事務を行う。

(1) 基本計画に関し，第10条第3項に規定する事項を処理すること。

(2) 知事の諮問に応じ，男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な政策又は重要事項を調査審議すること。

3 審議会は，前項に規定する事項に関し，調査審議し，必要があると認めるときは，知事に対し，意見を述べることができる。

（組織）

第18条 審議会は，男女共同参画に関する識見を有する者のうちから知事が任命する委員20人以内をもって組織する。

2 男女いずれか一方の委員の数は，委員の総数の10分の4未満であってはならない。

（委員の任期）

第19条 委員の任期は2年とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

2 委員は，再任されることができる。

（会長及び副会長）

第20条 審議会に，会長及び副会長1人を置き，委員の互選によってこれを定める。

2 会長は，会務を総理し，審議会を代表する。

3 会長は，会長を補佐し，会長に事故があるとき，又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。

（会議）

第21条 審議会の会議（以下「会議」という。）は，会長が招集する。

2 会議は，委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は，会議の議長となり，議事を整理する。

4 会議の議事は，出席した委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

（専門部会）

第22条 審議会は，専門の事項を調査するため必要があると認めるときは，専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は，審議会の委員のうちから会長が選任する。

（庶務）

第23条 審議会の庶務は，総務部男女共同参画局において処理する。

（平21条例14・平31条例17・一部改正）

（委任）

第24条 この章に定めるもののほか，審議会の運営に関し必要な事項は，審議会が定める。

附則

1 この条例は，平成14年1月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に定められている男女共同参画の推進に関する県の基本的な計画であって，男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは，この条例の規定により定められた基本計画とみなす。

附則(平成21年3月27日条例第14号)抄

（施行期日）

1 この条例は，平成21年4月1日から施行する。

附則(平成31年3月22日条例第17号)抄

（施行期日）

1 この条例は，平成31年4月1日から施行する。

いちき串木野市男女共同参画推進会議設置規程

平成18年6月30日 訓令第7号

（設置）

第１条　本市における男女共同参画社会の実現に向けた施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、いちき串木野市男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

（１）　男女共同参画に関する施策の総合的な連絡調整に関すること。

（２）　男女共同参画に関する施策の推進に関すること。

（３）　いちき串木野市男女共同参画推進懇話会の助言に基づき具体的な施策を構築すること。

（４）　前３号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

２　会長は市長をもって充て、副会長は副市長及び教育長をもって充てる。

３　委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

（会長及び副会長）

第４条　会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　推進会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

２　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第６条　推進会議の庶務は、企画政策課において処理する。

（研究会）

第７条　会長は、必要に応じて推進会議に、男女共同参画推進研究会（以下「研究会」という。）を置くことができる。

２　研究会は、会長が指示した事項等について調査及び研究を行い、その結果を会長に報告するものとする。

３　研究会の委員は、会長が指名する職員をもって組織し、研究会会長及び研究会副会長は、それぞれ会長が指名する。

４　研究会会長は、研究会を招集し、統括する。

５　研究会副会長は、研究会会長を補佐し、研究会会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（その他）

第８条　この規程に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則

この訓令は、平成18年８月１日から施行する。

附　則（平成19年３月30日訓令第１号）

この訓令は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成20年３月31日訓令第５号）

（施行期日）

１　この訓令は、平成20年４月１日から施行する。

（いちき串木野市男女共同参画プラン策定研究会設置規程の廃止）

２　いちき串木野市男女共同参画プラン策定研究会設置規程（平成18年いちき串木野市訓令第６号）は、廃止する。

附　則（平成21年３月31日訓令第１号）

この訓令は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（平成22年３月31日訓令第２号）

この訓令は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成23年３月31日訓令第４号）

この訓令は、平成23年４月１日から施行する。

附　則（平成24年３月30日訓令第３号）

この訓令は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成26年３月31日訓令第４号）

この訓令は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成28年４月１日訓令第９号）

この訓令は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（令和２年12月21日訓令第36号）

この訓令は、令和３年４月１日から施行する。

別表

総務課長
企画政策課長
市民生活課長
福祉課長
健康増進課長
農政課長
水産商工課長
都市建設課長
市来支所長
教育総務課長
社会教育課長
消防長
議会事務局長

いちき串木野市男女共同参画推進懇話会設置要綱

平成18年4月28日告示第46号

（設置）

第１条　本市における男女共同参画社会の形成に当たり、広く市民の意見を取り入れ、男女共同参画社会の形成実現に向けた施策を総合的に推進するため、いちき串木野市男女共同参画推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　懇話会は、男女共同参画社会の形成に関する諸問題について研究協議し、必要に応じて市長に提言を行うものとする。

（組織）

第３条　懇話会は、委員 10 人以内で組織する。

２　委員は、学識経験者、市民団体等の代表者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第５条　懇話会に会長及び副会長を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選により定める。

３　会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　懇話会は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

（意見の聴取）

第７条　懇話会は、必要に応じて専門家に意見を聴くことができる。

（庶務）

第８条　懇話会の庶務は、企画政策課において処理する。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則

この要綱は、平成 18 年５月１日から施行する。

附　則（平成 22 年３月 31 日告示第 24 号）

この要綱は、平成 22 年４月１日から施行する。

附　則（令和２年 12 月 21 日告示第 247 号）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

男女共同参画をめぐる動き

年	国際社会	国	鹿児島県	いちき串木野市
昭和50 （1975）	■国際婦人年 ■「国際婦人年世界会議」（メキシコシティ）開催、「世界行動計画」採択	■「婦人問題企画推進本部」及び「婦人問題企画推進会議」設置 ■「総理府婦人問題担当室」設置 ■育児休業法の成立（昭51年施行、女子教員・看護婦・保母を対象）		
昭和51 （1976）	■「国連婦人の 10 年」スタート（～1985）	■民法等の一部改正（離婚後における婚氏続称制度の新設）		
昭和52 （1977）		■「国内行動計画」策定 ■国立婦人教育会館（現国立女性教育会館）開館		
昭和54 （1979）	■「女子差別撤廃条約」採択（第 33 回国連総会）		■「青少年婦人課」を設置 ■「婦人関係行政推進連絡会議」及び「婦人問題懇話会」設置	
昭和55 （1980）	■「国連婦人の 10 年」中間年世界会議（コペンハーゲン）開催 ■「国際婦人の 10 年後半期行動プログラム」採択	■「女子差別撤廃条約」署名 ■「民法」及び「家事裁判法」改正（配偶者の相続分引き上げ）	■「婦人の生活実態と意識調査」実施 ■第1回「婦人の船」中国へ派遣	
昭和56 （1981）	■「女子差別撤廃条約」発効 ■「ILO 第 156 号条約（家族的責任を有する労働者条約）」採択	■「国内行動計画」後期重点目標決定	■「鹿児島県婦人対策基本計画」策定	
昭和59 （1984）		■「国籍法」及び「戸籍法」改正（国籍の父母両系主義採択）		
昭和60 （1985）	■「国連婦人の 10 年」最終年世界会議（ナイロビ）開催、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択	■生活保護基準額の男女差別解消 ■「国民年金法」改正（女性の年金権の確立） ■「女性差別撤廃条約」批准	■鹿児島県新総合計画に「婦人の地位向上の推進」を掲げる ■広報誌「かごしまの婦人」発行	
昭和61 （1986）		■「男女雇用機会均等法」施行 ■「労働基準法」改正（女子保護規定一部廃止、母性保護規定の拡充） ■婦人問題企画推進本部拡充（構成を全省庁に拡大） ■婦人問題企画推進有識者会議開催		
昭和62 （1987）		■「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定		
平成元 （1989）			■「女性問題に関する県民意識調査」実施 ■広報誌「かごしまの女性」発行	
平成2 （1990）	■「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		■「婦人政策室」設置	

	国際連合	日本	鹿児島県	いちき串木野市
平成3 （1991）		■「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」第1次改訂	■「女性政策室」に改称 ■「鹿児島女性プラン21」策定 ■「鹿児島女性プラン21推進会議」、「鹿児島県女性行政連絡会議」設置	
平成4 （1992）	■「国連環境開発会議」（リオデジャネイロ）	■「育児休業法」施行 ■婦人問題担当大臣任命	■広報啓発紙「ハーモニー」発行	
平成5 （1993）	■世界人権会議「ウィーン宣言」採択 ■「女性に対するあらゆる暴力の撤廃に関する宣言」採択	■中学校での家庭科の男女必修完全実施 ■「パートタイム労働法」施行		
平成6 （1994）	■国際人口・開発会議「カイロ宣言及び行動計画」採択	■「総理府男女共同参画室」設置 ■「男女共同参画審議会」設置 ■「男女共同参画推進本部」設置 ■高校での家庭科の男女必修完全実施		
平成7 （1995）	■「第 4 回国連世界女性会議」（北京）開催、「北京宣言及び行動綱領」採択	■「育児・介護休業法」成立	■鹿児島県「女性の翼」団員を北京の「世界女性会議・NGO フォーラム」へ派遣 ■「鹿児島の男女の意識に関する調査」実施	
平成8 （1996）		■「男女共同参画推進連携会議」発足 ■「男女共同参画ビジョン」答申 ■「男女共同参画 2000 年プラン」策定 ■「優生保護法」一部改正 ■「母体保護法」施行		
平成9 （1997）		■「男女共同参加審議会」設置 ■「男女雇用機会均等法」改正 ■「労働基準法」改正		
平成 10 （1998）		■「男女共同参画社会基本法」についての答申		
平成 11 （1999）	■第 43 回国連婦人の地位委員会で「女子差別撤廃条約の選択議定書」を採択	■「男女共同参画社会基本法」施行 ■「食料・農業・農村基本法」施行 ■農林水産省「農村漁村男女共同参画推進指針」発表 ■「少子化対策推進基本方針」決定	■「かごしまハーモニープラン」策定 ■「かごしまハーモニープラン推進懇話会」及び「男女共同参画推進本部」設置	■これまで社会教育課で所管（旧串木野市）
平成 12 （2000）	■国連特別総会「女性 2000 年会議」（ニューヨーク）「政治宣言及び成果文書」採択	■「男女共同参画基本計画」策定 ■「介護保険法」施行 ■「児童虐待防止法」施行 ■「ストーカー規制法」施行		■担当窓口として企画課企画調整係で所管（旧串木野市）
平成 13 （2001）		■内閣府に「男女共同参画会議」及び「男女共同参画局」設置 ■「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ■「第1回男女共同参画週間」 ■「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定	■「男女共同参画室」に改称 ■「鹿児島の男女の意識に関する調査」実施	
平成 14 （2002）			■「鹿児島県男女共同参画推進条例」施行 ■「鹿児島県男女共同参画審議会」設置 ■県婦人相談所を「配偶者暴力相談支援センター」に指定	■「男女共同参画社会」の実現をめざして講演会開催（旧串木野市） ■「部課長研修会」（旧串木野市）

年	国際連合	日本	鹿児島県	いちき串木野市
平成 15 （2003）		■「健康増進法」施行 ■「次世代育成支援対策推進法」施行 ■「少子化社会対策基本法」施行	■「青少年男女共同参画課」を設置 ■かごしま県民交流センター設立に併せ、男女共同参画センターを設置	■「男女共同参画社会」の実現をめざして講演会開催（旧串木野市）
平成 16 （2004）		■「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	■「配偶者等からの暴力対策会議」設置	■「男女平等・男女共同参画」についての懇談会開催（4回）（旧串木野市） ■「紙芝居で学ぶ男女共同参画社会」の研修会・意見交換会（旧串木野市）
平成 17 （2005）	■第 49 回国際婦人の地位向上委員会「北京+10」 （ニューヨーク）	■「第2次男女共同参画基本計画」策定 ■「女性の再チャレンジ支援プラン」策定		■新市誕生 ■「企画課男女共同参画係」設置 ■「紙芝居で学ぶ男女共同参画社会」の研修・意見交換会
平成 18 （2006）		■「男女雇用機会均等法」改正 ■「東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催	■「配偶者からの暴力の防止及び被害者支援計画」策定 ■「男女共同参画センター」を「配偶者暴力相談支援センター」に指定	■「いちき串木野市男女共同参画推進懇話会」設置 ■「いちき串木野市男女共同参画プラン策定研究会」設置 ■「いちき串木野市男女共同参画推進会議」設置 ■「いちき串木野市男女共同参画に関する住民意識調査」の実施・分析
平成 19 （2007）		■「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ■「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	■各地域振興局及び各支庁の保健福祉環境部（7か所）を配偶者暴力相談センターに指定 ■「鹿児島の男女の意識に関する調査」実施 ■婦人相談所の移転及び女性相談センターへの名称変更	
平成 20 （2008）		■「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ■男女共同参画推進本部「女性の参画促進プログラム」決定	■「鹿児島県男女共同参画基本計画」策定 期間：平成 20 年度～平成 24 年度	■「いちき串木野市男女共同参画基本計画」策定 期間：平成 20 年度～平成 24 年度
平成 21 （2009）		■「育児・介護休業法」改正	■「男女共同参画室」設置 ■「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」改定	
平成 22 （2010）		■「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和のための行動指針」改定 ■「第3次男女共同参画基本計画」策定（平成 22 年 12 月 17 日閣議決定）		
平成 23 （2011）	■「UN Women（ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関）」正式発足		■「鹿児島の男女の意識に関する調査」実施 ■男女共同参画基本計画中間評価	
平成 24 （2012）	■「第1回女性に関する ASEAN 閣僚級会合」開催	■「女性の活躍促進による経済活動化」行動計画～働く「なでしこ」大作戦～策定 ■「子ども子育て関連3法」成立		■「いちき串木野市男女共同参画に関する住民意識調査」の実施

年	国際連合	日本	鹿児島県	いちき串木野市
平成 25 （2013）	■APEC「女性経済フォーラム」開催	■「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」公表 ■「改正ストーカー規制法」施行	■「第2次鹿児島県男女共同参画基本計画」策定 期間：平成 25 年度～平成 29 年度 ■男女共同参画基本計画総括評価	■「第2次いちき串木野市男女共同参画基本計画」策定 期間：平成 25 年度～平成 29 年度
平成 26 （2014）		■「配偶者からの暴力の防止及び被害者等の保護に関する法律」改正 ■「パートタイム労働法」改正 ■「女性のチャレンジ応援プラン」策定		
平成 27 （2015）	■第3回国連防災会議（仙台）「仙台防災枠組」採択 ■「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」（SDGs）採択	■「生活困窮者自立支援法」施行 ■「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行 ■「第 4 次男女共同参画基本計画」策定 ■「子ども子育て支援法」改正		
平成 28 （2016）		■「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行	■「鹿児島県女性活躍推進会議」、「女性ワーキンググループ」設置 ■「男女共同参画に関する県民意識調査」実施 ■「女性活躍推進に関する企業実態調査」実施 ■「第2次鹿児島県男女共同参画基本計画中間評価」	
平成 29 （2017）		■「育児・介護休業法」改正	■「鹿児島県女性活躍推進計画」策定	■「いちき串木野市男女共同参画に関する住民意識調査」の実施
平成 30 （2018）		■「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行 ■「パートタイム・有期雇用労働法」改正	■「第3次鹿児島県男女共同参画基本計画」策定 期間：平成 30 年度～平成 34 年度	■「第3次いちき串木野市男女共同参画基本計画」策定 期間：平成 30 年度～平成 34 年度
令和元 （2019）	■「第5回国際女性会議」WAW!/W20（日本）	■「女性活躍推進法」、「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」等改正 ■「DV 防止法」改正 ■「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革関連法）」施行		
令和2 （2020）	■第 64 回国連女性の地位委員会「北京+25」（ニューヨーク）	■「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正 ■「第5次男女共同参画基本計画」策定		
令和3 （2021）		■「候補者男女均等法」改正 ■「育児・介護休業法」改正	■「男女共同参画に関する県民意識調査」実施 ■「男女共同参画に関する企業実態調査」実施	
令和4 （2022）		■「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律」施行		■「いちき串木野市男女共同参画に関する市民意識調査」の実施

いちき串木野市
男女共同参画基本計画

令和５年度～令和 10 年度

発　行　：　いちき串木野市役所　企画政策課
発行日　：　令和５年３月（令和７年８月　改訂）
〒896-8601　鹿児島県いちき串木野市昭和通 133-1
TEL：0996-32-3111　　FAX：0996-32-3124
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ：http://www.city.ichikikushikino.lg.jp/